

米泉小学校 危機管理マニュアル

令和 6年 4月

1. 危機管理マニュアルの目的と位置付け

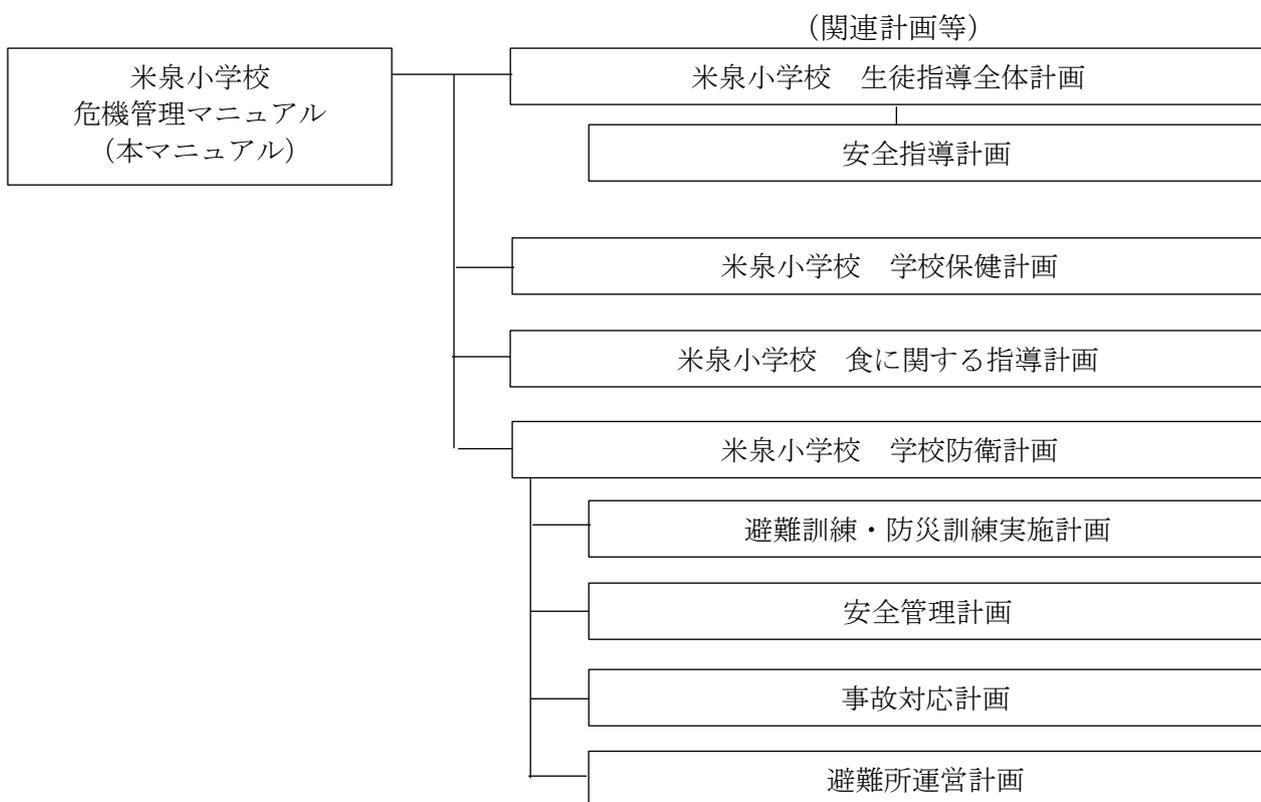
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

金沢市では、大規模災害が発生し家屋に被害があった場合やライフラインが途絶した時、また、大規模災害の発生が予想され、あらかじめ住民の避難が必要な時などの避難場所として、学校、公民館、公園等 500カ所を指定している。本校は、拠点避難所に指定され、自主防災組織本部が設置されるなど地域の活動拠点となるとともに、市災害対策本部との連絡や物資支援の窓口となる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2. 危機管理の基本方針

(1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(2) 危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

(3) 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（育友会）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

3. 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	*本マニュアルに定める事項全般 *各教職員の役割
職員会議等における周知	*季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する避難訓練又はその提案説明	*発生事象別の緊急対応手順 *発災時の各教職員の役割

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を以下のとおり周知する。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	*新学年開始時期の学級活動 *各種防災訓練 *防災教育の学習	*本校で想定される事故・災害等 *事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 *事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 *新入生保護者説明会 *入学式後の保護者説明会 *育友会総会 *保護者懇談会	*本校で想定される事故・災害等 *事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 *事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校運営協議会等における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- *町会連合会（自主防災組織） *見守りボランティア *金沢中警察署 *金沢消防局
- *学校医・学校歯科医・学校薬剤師 *金沢市市防災危機管理課

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

①本マニュアル保管場所・保管方法

電子データ版	米泉小学校共通サーバーXフォルダ→2024年度（令和6年度）→管理運営計画→危機管理マニュアル（過年度分を含む）
印刷版	<ul style="list-style-type: none"> *校長室・職員室配備：計7部（教頭、各学年） *非常用持ち出し品入れ：1部 *保健室：1部

②緊急時対応手順の掲示

火災発生時避難経路	<ul style="list-style-type: none"> *各普通教室 *各特別教室 *職員室・校長室 *会議室
	<ul style="list-style-type: none"> *校舎管理員室 *体育館・ピロティ *保健室
緊急通報手順・通報先	<ul style="list-style-type: none"> *職員室 *保健室

③教職員への配布

各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアルを各学年に配付、及び電子データを配信する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するものとする。

(4) マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none"> *毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 *学校運営協議会等において関係機関と協議したとき
随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> *金沢市や米泉地区の地域防災計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

(5) 改訂履歴一覧

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	令和5年4月1日	初版発行
第2版	令和6年4月1日	第2版発行

4. 地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する金沢市は、北西は日本海に面し、南西から南東にかけて山岳地帯となっている。ここから北に向かって北部加賀丘陵地となって傾斜し丘陵地の先端から金沢平野が広がり、その中を浅野川、森下川、犀川が流れている。本市の土地利用は、森林が約6割を占め、市街化区域は18.1%（平成17年現在）にとどまるものの、住宅地域を中心に増加傾向にある。市街地は丘陵部から平野部にかけて展開しており、その周辺に工業地区が点在している。また、農地が広がる地域もあるが、減少傾向にある。

金沢市の気候は、日本海側気候として、年平均気温 15.7℃、年間降水量 2,390.5mm、年間降水日数（日降水量が 1.0mm 以上の日の合計）177 日、年間雪日数 44 日、平均湿度 70%、日照時間 1801.7 時間であり（いずれも平年値）、冬の降雪をはじめ年間を通して降水量が比較的多く、日照時間が少ない。

平成 27 年(2015 年)の国勢調査では、世帯数は増加したものの、1 世帯当たりの人員は 2.33人と過去最低となっており、今後も核家族化や少子化、高齢者の単身世帯の増加により、世帯数は増加し、1 世帯当たりの人員は減少するものと想定される。

(2) 地域の災害履歴

①地震

金沢市内における過去の主な災害のうち、特に金沢市で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

石川県に被害を及ぼした主な地震一覧表

発生西暦	発生和暦	地震の地域(名称)	主な被害	液状化履歴	最大震度
1729年 8月 1日	享保 14年	(能登・佐渡)	珠洲郡、鳳至郡で死者5名、家屋全壊・損壊791棟、輪島村で家屋全壊28棟、能登半島先端で被害が大きい。	記録なし	不明
1799年 6月 29日	寛政 11年	(加賀)	金沢城下で家屋全壊26棟、能美・石川・河北郡で家屋全壊964棟、死者21名。	履歴あり	6
1833年 12月 7日	天保 4年	(羽前・羽後・越後・佐渡)	死者47名	記録なし	不明
1891年 10月 28日	明治 24年	濃尾地震	家屋全壊25棟	履歴あり	5
1892年 12月 9日	明治 25年	(能登半島)	羽咋郡高浜町・火打谷村で家屋損壊あり。堀松村末吉で死者11名、負傷者5名、家屋全壊2棟。	記録なし	不明
1930年 10月 17日	昭和 5年	(大聖寺付近)	小松町等で噴水	履歴あり	6
1933年 11月 21日	昭和 8年	(能登半島)	死者3名、負傷者55名、住宅全壊2棟	履歴あり	5
1944年 12月 7日	昭和 18年	東南海地震	住宅全壊3棟	記録なし	4
1948年 6月 28日	昭和 23年	福井地震	死者41名、負傷者453名、家屋全壊802棟	履歴あり	6
1952年 3月 7日	昭和 27年	大聖寺沖地震	死者7名、負傷者8名	履歴あり	5
1961年 8月 19日	昭和 36年	北濃尾地震	死者4名、負傷者7名	記録なし	4
1993年 2月 7日	平成 5年	能登半島沖地震	負傷者29名、住宅全半壊21棟	履歴あり	5
2007年 3月 25日	平成 19年	平成19年能登半島地震	死者1名、負傷者338名、家屋全壊684棟	履歴あり	6強

(出典 「液状化しやすさマップ 第4章」国土交通省北陸地方整備局 公益社団法人 地盤工学会 北陸支部)

②大雨災害

発生年月日	原因	住家被害（棟）					非住家被害（棟）
		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	その他
H10. 8. 6～7	大雨				6	124	
H10. 8. 12～13	大雨				1	2	
H10. 9. 15～17	大雨						21
H10. 9. 21～23	台風第7号		4	1	128	450	324
H11. 9. 21～25	台風第18号		1	3	6	140	1
H13. 9. 28	大雨						
H14. 6. 14	大雨					1	
H14. 7. 2	大雨					4	
H14. 7. 13	大雨					11	
H15. 8. 31～9. 1	大雨					3	
H16. 7. 10	大雨				3	8	14
H17. 8. 15	大雨					5	1
H20. 7. 28	集中豪雨	2	9	7	507	1,476	14
H23. 8. 26	大雨					1	

（出典 金沢市地域防災計画）

平成10年には、8月、9月、10月に集中豪雨や台風が連続し、市内に浸水被害が発生したが、その中で最も大きな被害を受けたのは台風第7号である。この台風の接近に伴い、石川県では夕方頃に暴風を伴う激しい雨が短時間に集中し、金沢市内の各地で被害が発生した。金沢での日降水量は143.5mm、1時間最大雨量は46.5mmであった。これによる土木被害は以下のとおりである。

土木被害 堤防決壊 13河川 26箇所 路肩決壊 63箇所 崩土 58路線 156箇所

③雪害

・平成13年の大雪

短期間で大雪となったことから除雪対策が思うように進まず、幹線道路や北陸自動車道などの道路網及びJR等での交通障害が多数発生した。また、歩行者の転倒などが相次ぎ、金沢市内で死者3名、負傷者66名、住宅一部損壊1棟などの被害が出た。

・平成16年の大雪

平成16年1月22日から25日にかけて大雪となった。金沢市の最深積雪が49cmで、県内各地で負傷者が多発した。金沢市では住家1棟が全壊した。平成13年の大雪に比べ、降り始めの降雪強度が強く、除雪対策が追いつかず、幹線道路や北陸自動車道などの道路網に交通障害が多発した。

・平成18年豪雪

冬の期間中、雪下ろし事故等甚大な人的被害や、交通機関への障害などが発生した。この大雪で、金沢市では車庫1棟が一部損壊したほか、医王山スキー場で雪崩が発生し、ゲレンデが一部閉鎖された。また、1月9日には4世帯11人、1月11日には2世帯6人に対して避難勧告が発令された。

・平成23年の大雪

金沢市では、負傷者4名、非住家被害2棟の被害が生じた。この大雪により、交通機関や市民生活に大きな影響を及ぼした。

(3) 学校、学区の現状

本校は金沢市の西部に位置し、校舎の横には高橋⁵と伏見川の合流地点がある校区のほとんどが平地

である。川沿いには平成20年以降降雨によって浸水被害が発生した浸水実績地域や浸水想定区域が広がり、昭和58年に建設された校舎は、計画規模浸水想定では全階が使用可能であるが、最大規模の浸水想定では使用不可となる。通学学区は、泉本町7丁目、西泉3丁目、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、米泉町1丁目、米泉町2丁目、米泉町3丁目、米泉町4丁目、米泉町5丁目、米泉町6丁目、米泉町7丁目、米泉町8丁目、米泉町9丁目、横川7丁目からなる。近隣学区からの学区外通学者もいる。在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約2割は市外からの通勤者である。

児童数 (R6.4)		教職員数
全校児童	配慮を要する児童	
378人 内訳： 第1学年：59人 第2学年：58人 第3学年：71人 第4学年：52人 第5学年：74人 第6学年：64人 特別支援学級：7人		25人 内訳 金沢市内居住：19人 白山市居住：1人 野々市市：5人

本校に通う児童の世帯構造としては、核家族世帯が多い。保護者は日中勤務している共働き世帯が多いが、育友会活動への参画に熱心な世帯も多い。また、自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。

5. 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

新編日本被害地震総覧によれば、西暦400年前後から今日まで金沢市に何らかの影響を与えたと考えられる地震のうち、金沢市内に大きな被害を及ぼした歴史的な地震としては、よく知られる1799年の寛政金沢地震と1586年の天正地震、1717年の享保地震、1891年の濃尾地震が挙げられる。

- ・ 1586. 1. 18 天正地震 M=7.8 畿内・東海・東山・北陸諸道
- ・ 1717. (不明) 享保地震 M=6.3 金沢・小松
- ・ 1799. 6. 29 寛政金沢地震 M=6.0 加賀
- ・ 1891. 10. 28 濃尾地震 M=8.0 愛知県・岐阜県【濃尾】

周辺部まで目を向けると、比較的最近に石川県内にかなりの被害を及ぼした地震としては、1948年の福井地震、1993年の能登半島沖地震、2007年、2024年の能登半島地震がある。

- ・ 1948. 6. 28 福井地震 M=7.1 福井平野
- ・ 1993. 2. 7 能登半島沖地震 M=6.6 能登半島沖
- ・ 2007. 3. 25 能登半島地震 M=6.9 能登半島沖
- ・ 2024. 1. 1 令和6年能登半島地震M=7.6 珠洲市

金沢市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

名称	地震の概要	金沢市の被害想定等
森本・富樫断層地震	森本・富樫断層帯が活動する地震 (今後30年間の発生確率 2~8%)	最大震度：震度7 本校周辺：震度6強 市内の被害 建物の被害：別表① 火災の被害：別表② 人的被害：別表③

別表① 建物被害の予測

構造	現況棟数	大破		中破		中破以上	
		棟数 (棟)	率 (%)	棟数 (棟)	率 (%)	棟数 (棟)	率 (%)
木造	133,195	15,866	11.9	11,933	9.0	27,799	20.9
鉄筋 コンクリート造	5,685	143	2.5	107	1.9	250	4.4
鉄骨造	14,950	897	6.0	675	4.5	1,572	10.5
軽量鉄骨造	8,929	1,197	13.4	900	10.1	2,097	23.5
合計	162,759	18,103	11.1	13,615	8.4	31,718	19.5

別表② 火災被害の予測

季節・時間	現況建物 (棟)	延焼出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	焼失率 (%)
冬 5時	162,759	3	559	0.3
冬 18時		144	5,109	3.1
春秋 12時		28	3,100	1.9

別表③ 人的被害

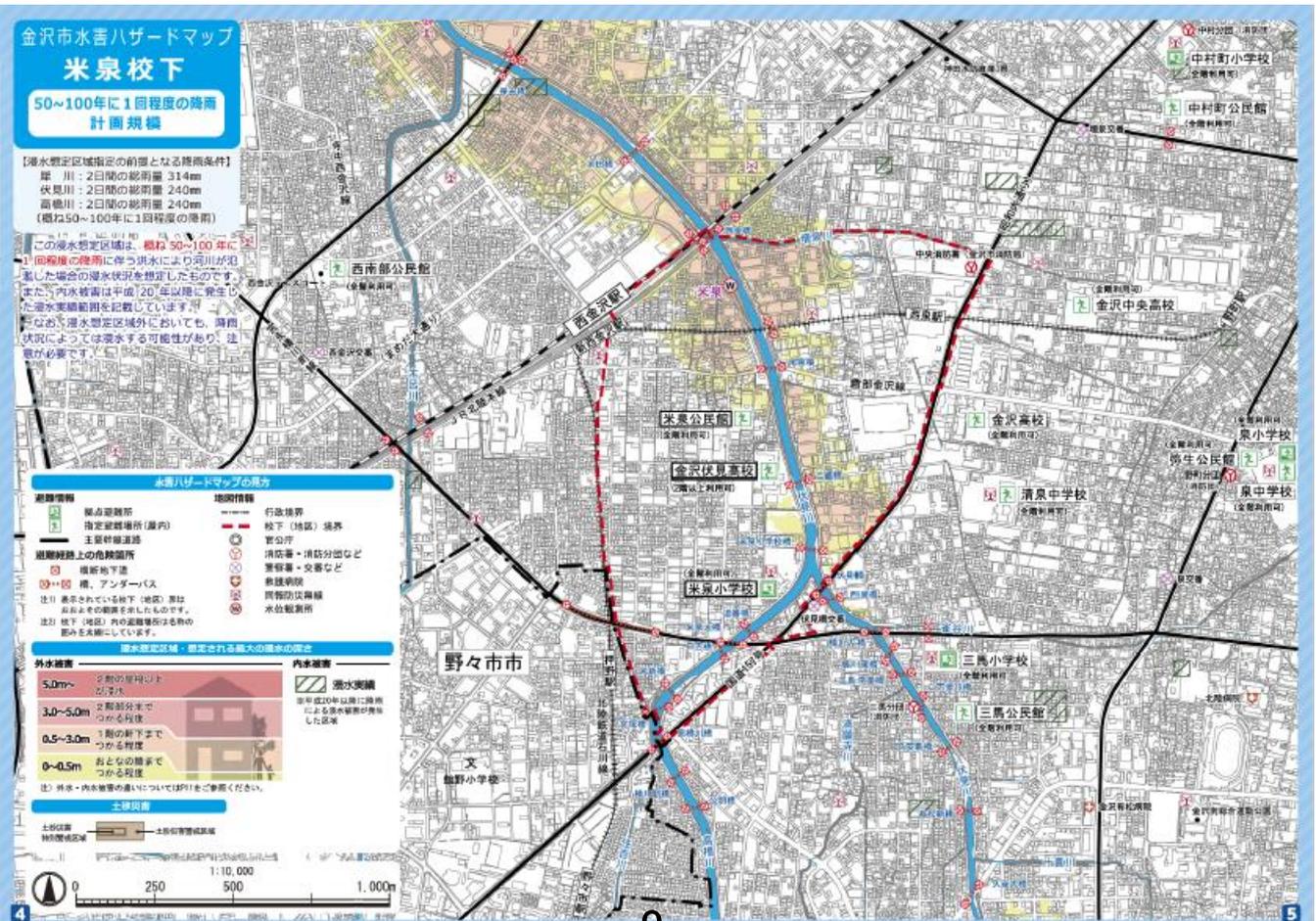
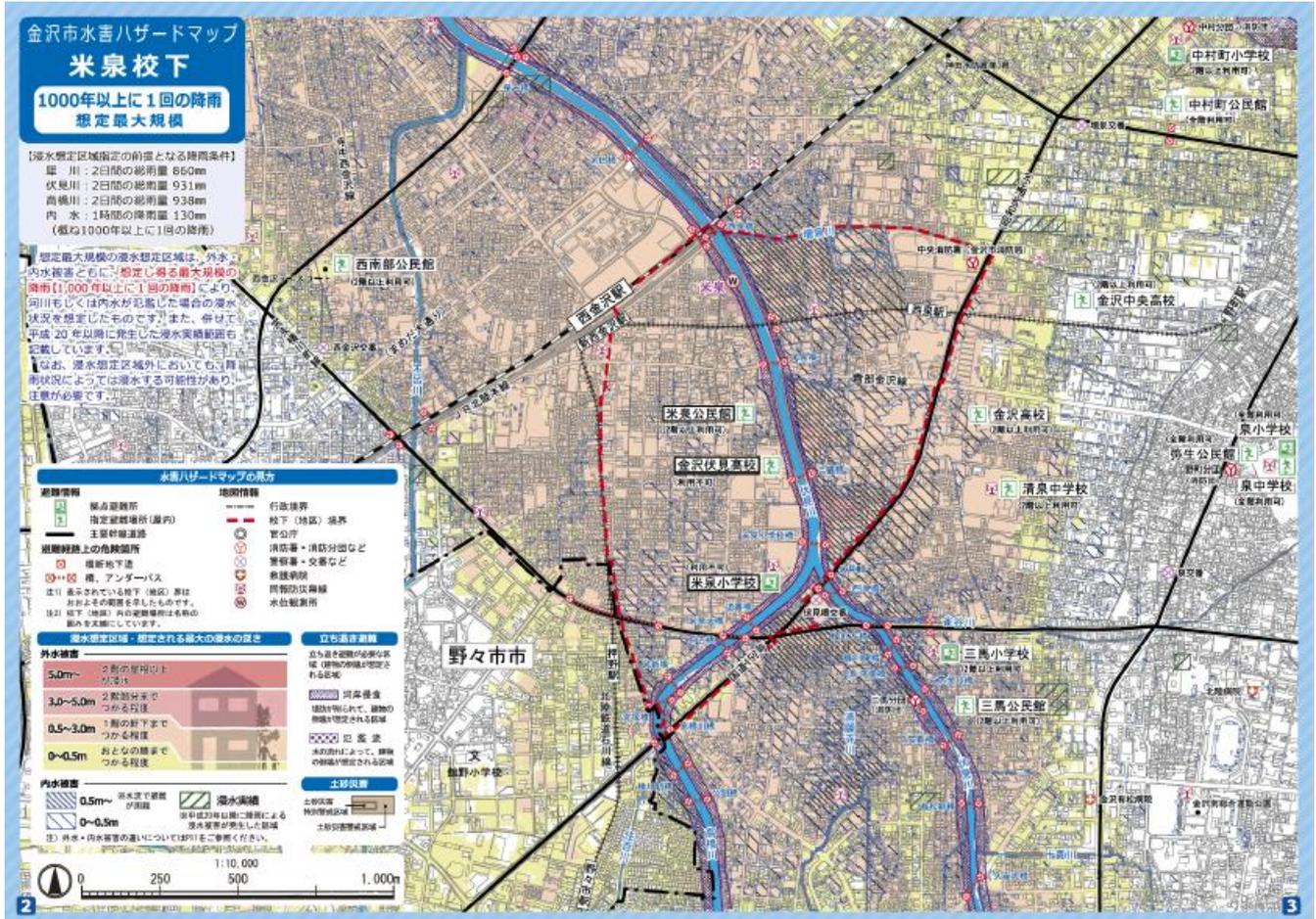
季節・時間	人口 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)
冬 5時	462,361	2,566	11,489	12,345
冬 18時	465,890	1,905	10,503	10,145
春秋 12時	499,350	1,438	11,836	10,377

季節・時間	常住人口 (人)	短期避難者 (人)	長期避難者 (人)
冬 5時	462,361	186,413	65,346
冬 18時		193,659	71,559
春秋 12時		190,275	68,637

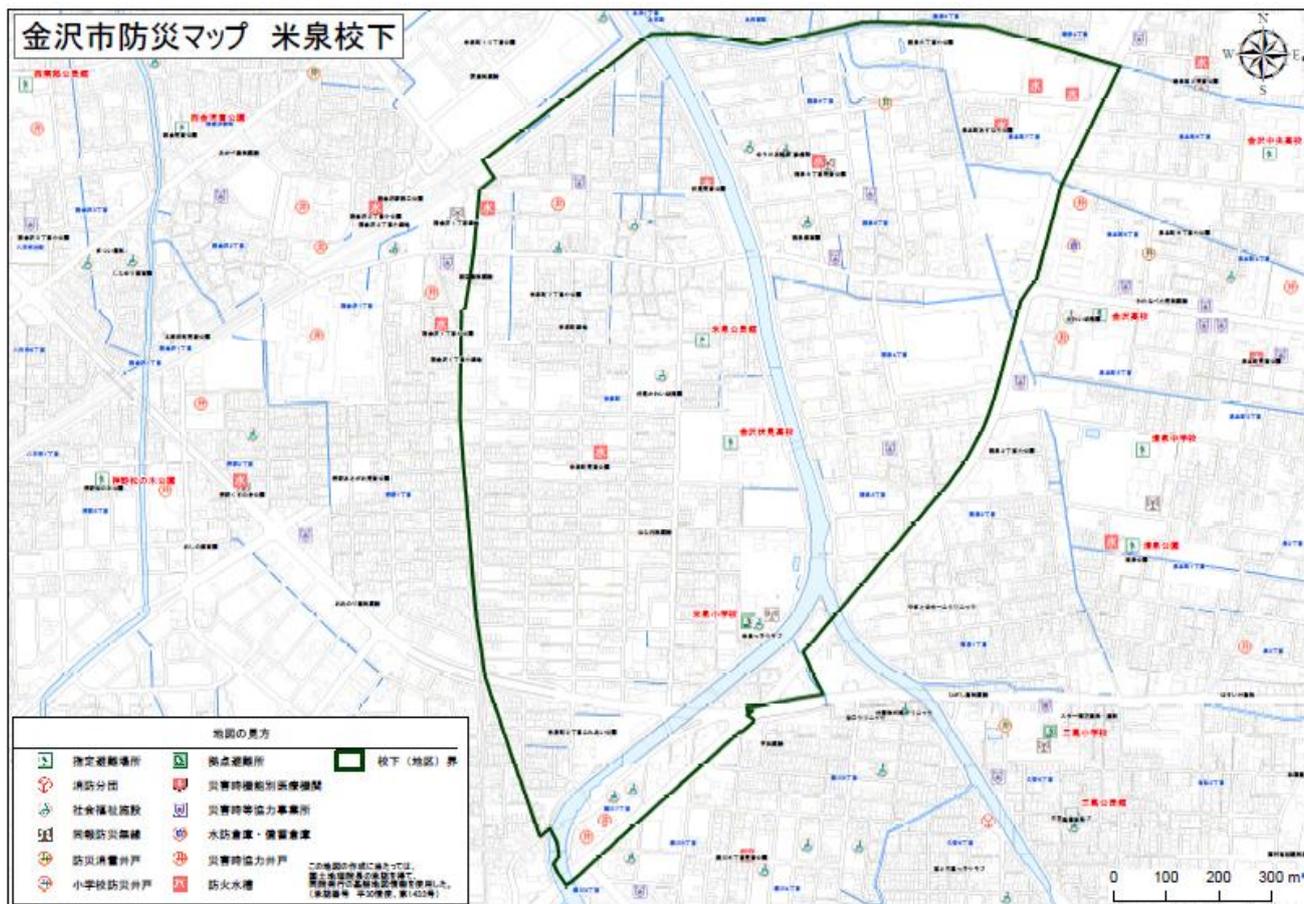
(出典 金沢市地域防災計画 第2章)

(2) 洪水等による浸水被害

金沢市の発行する「金沢市水害ハザードマップ」によると、以下のような浸水被害の可能性が示されている。



(3) 金沢市防災マップ 米泉校下



(4) その他、本校で想定される危機事象

そのほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象	想定される事態 (例)	
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物	
食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー	
食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等	
交通安全	自動車事故	放課後や通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	放課後や通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷	
豪雪	大雪による交通寸断、停電など	
大規模事故災害	付近工場の危険物取扱施設の爆発事故	
火災	校内施設からの出火	
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
感染症	結核、麻しん、新たな感染症等	
大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5)	
その他	インターネット上の犯罪被害 等	

6. 学校安全管理計画 (管理運営計画抜粋 次ページ以降参照)

V 安全管理計画

1 児童の安全管理計画

(1) 目的

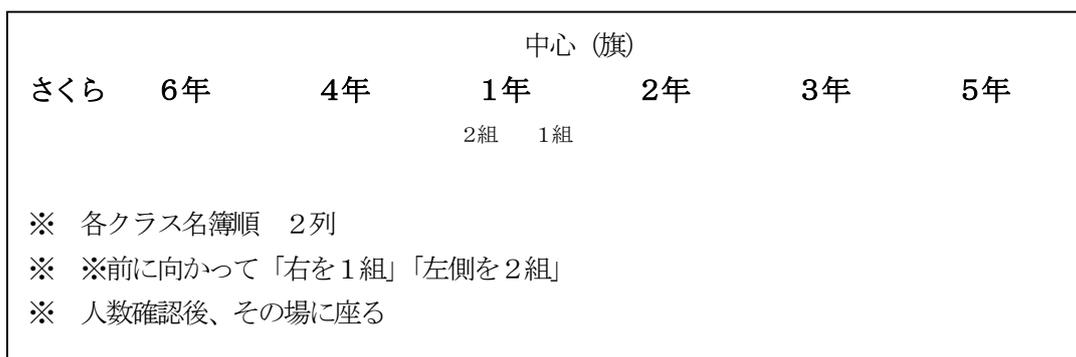
米泉小学校教職員で、全児童の安全を確保する。そのために、「防衛管理・自主点検・当番及び無人化対策・災害時の対応・避難訓練・安全指導」等を行う。

(2) 避難訓練における「安全指導」

① 「お・か・し・も」の徹底

- | | |
|-------------|-------------------------|
| お・・・おさない。 | 並んで避難する場合、前の人を押さないこと |
| か・・・かけない。 | 校内では走らないこと |
| し・・・しゃべらない。 | 非常ベル（サイレン）と同時に「無言になること」 |
| も・・・もどらない。 | 危ない場所に戻らない。 |

② 避難場所での集合隊形



③ 「避難経路・避難場所の確認」と「クラス掲示」

- ・ 「第1避難経路（B階段の使用禁止）」……『赤』
「第2避難経路（ベランダの使用）」……『青』 教室の前面、時計のある場所に掲示
- ・ 「避難経路の確認」
4月第2週までに2つの経路を各学級で確認する。
(授業のじゃまにならないように「お・か・し・も」の指導を)
- ・ 「避難場所の確認」
避難場所A・・・体育館
避難場所B・・・運動場
- ・ 避難訓練後の「施錠」について
「解放玄関」「体育館」「第2体育室（ピロティール）」「ベランダの階段の扉」などの鍵は、最初に開けた先生が、必ず訓練後に閉める。

(3) 点検業務について

- ・ 毎月25日を安全点検日とし、担当者は「施設設備自主点検表」「消防用設備検査表」に記入する。
- ・ 救助講習会開催時に合わせ、毎年保健担当者がAED（職員室に設置）の点検を実施する。

(4) 事件・事故・災害発生時の対応

- ・ 危機管理マニュアルに従い対応する
- ※児童の保護者への引渡しの方法

状況に応じての本部長の判断により、保護者に引渡すか否かを決定する（保護者とともに留め置く場合もある）

(5) 方面別下校体制

- ① ねらい 子どもたち自身が交通安全を意識し、不審者に対して機敏な対応で下校できるようにする。

② 組織

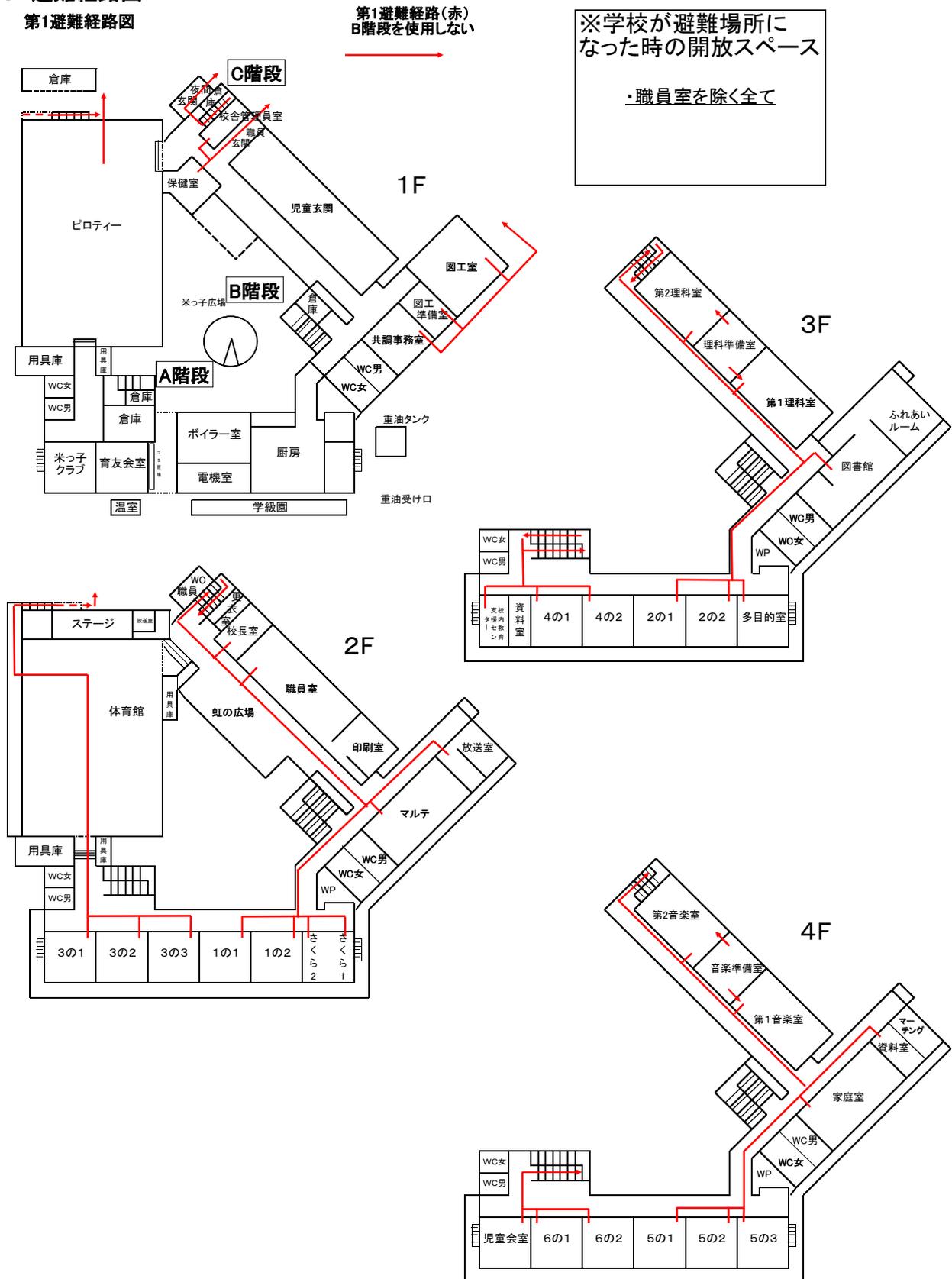
方面別（色別）	方面	担当教諭
青方面	米泉8丁目 米泉9丁目 方面	中谷 中野 赤坂
緑方面	西泉3丁目 西泉4丁目 西泉5丁目 西泉6丁目 方面	中島 中嶋 井奈 浪元
ピンク方面	米泉3丁目 米泉6丁目 米泉7丁目 方面	永里 長瀬 林 寺村
赤方面	米泉1丁目 米泉2丁目	田部 田中陽 山川
黄方面	米泉4丁目 米泉5丁目 方面	高田徹 出雲 黒川
学童		高田奈 田中摂

2 避難訓練年間計画

No	月	想定災害	発生場所	集合場所	指導内容	備考
1	4	[確認]		各教室	第1・2避難経路を確認	第1・2経路 校内巡視
		緊急		町別の教室	集団下校を必要とする際の集合場所・ 集合方法・下校方法	町別会 校内巡視
2	5	火災（授業中）	共同調理場	運動場	火災の恐ろしさ、訓練の必要性を認識 第1避難経路の理解	第1経路 校内巡視
3	6	不審者侵入	職員室前	体育館	不審者侵入時の安全な避難の仕方	校内巡視
4	7	地震（授業中）		運動場	発生時の心構えや対応を知る。第2避 難経路の理解	第2経路 校内巡視
5		荒天〔風雨〕		町別の教室	風雨の際の集団下校の仕方	町別会 校内巡視
6	9	火災（休み時間） ※予告無	校舎管理員室	運動場	放送の指示による正しい個別避難の仕 方	校内巡視
7	10	火災（二次避難）			運動場から二次避難場所の移動の仕方	校内巡視
8	12	荒天〔風雪害〕		町別の教室	集団下校を必要とする際の集合場所・ 集合方法	町別会 校内巡視
9	1	地震・津波・原発 事故（授業中）		各教室	地震、津波、原発事故についての認識	校内巡視
10	3	緊急		町別の教室	新リーダーの下、集団下校を必要とす る際の集合方法・下校方法	町別会 校内巡視

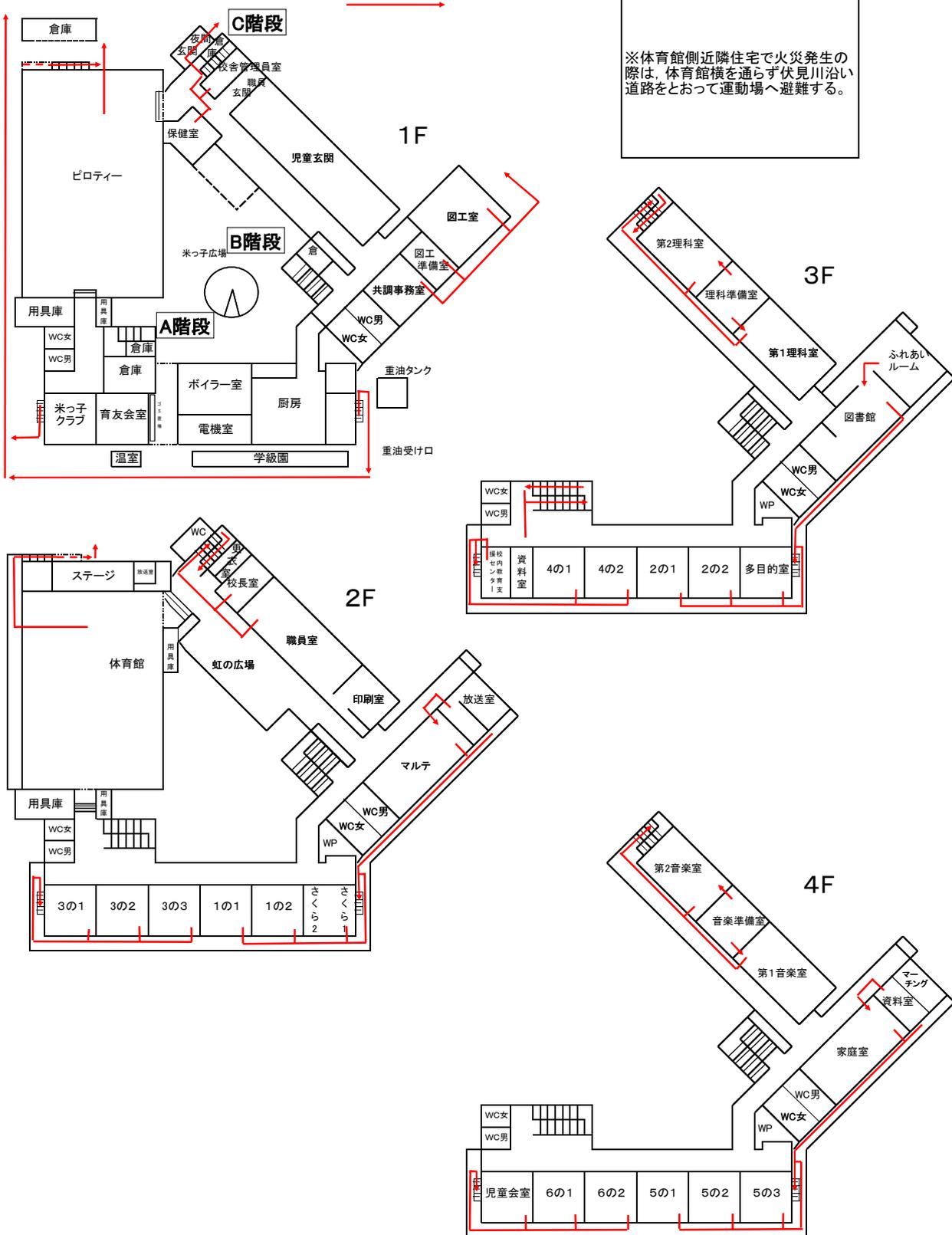
3 避難経路図

第1避難経路図



第2避難経路図

第2避難経路(青)
ベランダを使用する



4 危機管理マニュアル

◇学校防災対応の基本

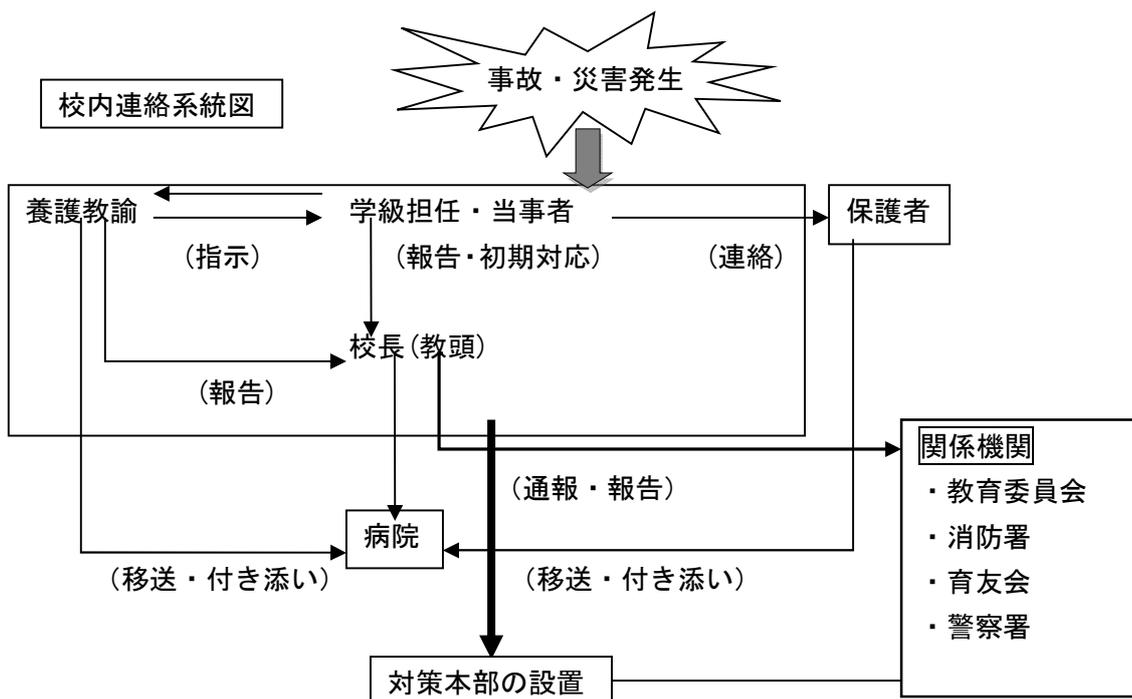
学校の教育目標達成を阻害する要因の是正に向けて、学校が以下の目的を持って組織的に危機管理に取り組むこととする。

- ・児童生徒および教職員の生命や心身の健康、安全を守ること。
- ・迅速な対応で被害を最小限に抑え、学校を安定した状態に保つこと。
- ・教職員と児童生徒および保護者との信頼関係を保つこと。
- ・学校に対する地域住民や県民からの信頼を得ること。

連絡体制

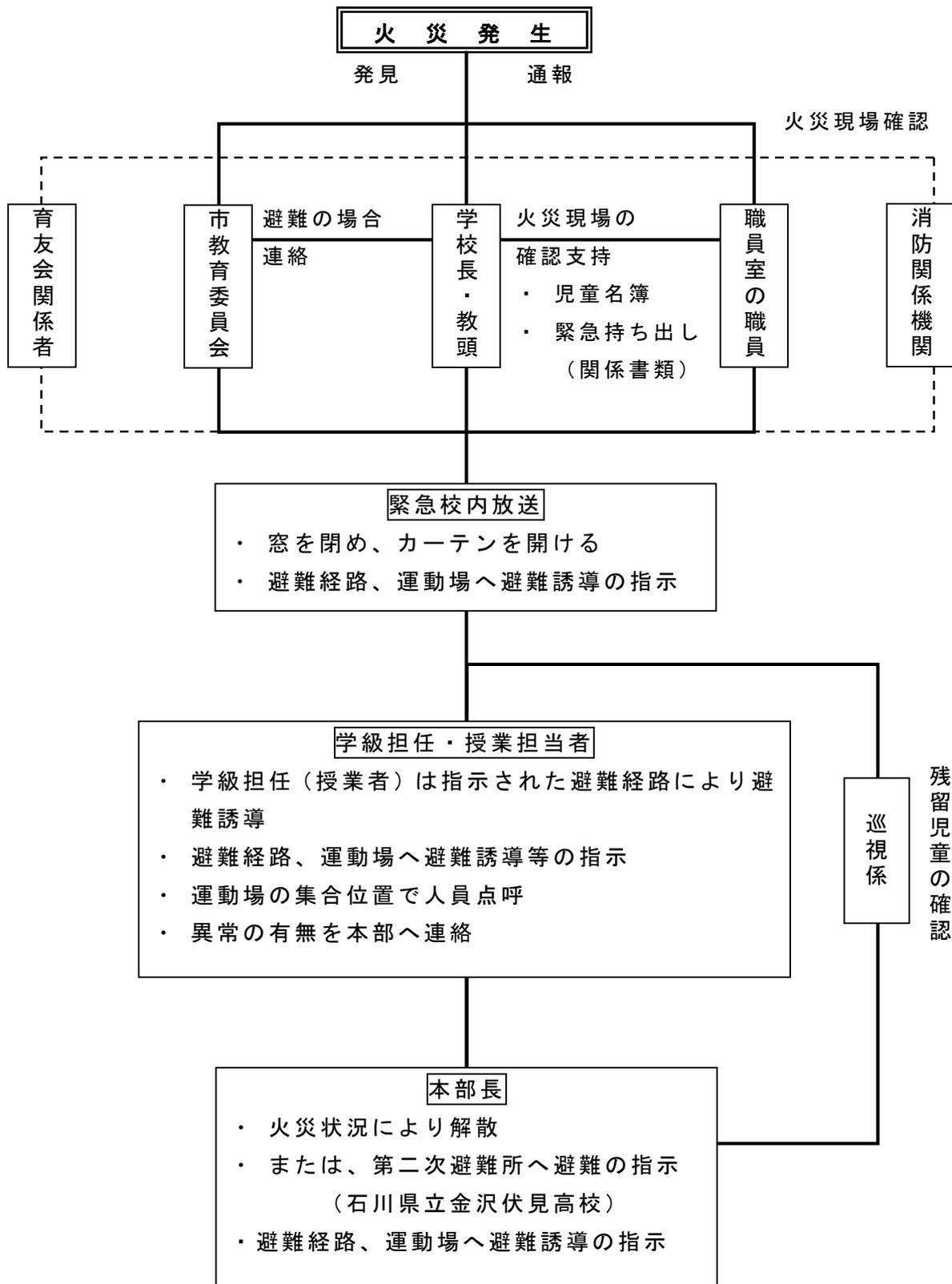
- ・職員の情報の共有化を図り、全職員で対処する。
- ・被害者の立場を考え、救済に努める。また、必要に応じて心のケアに努める。
- ・市教委との連絡を取りながら対応し、保護者、地域との情報の共有化に努める。

※防災避難場所での対応を含む、地震、風水害等すべての対応の基本とする。自然以外の要因や死傷者が出た場合などは、警察と共に対応する。

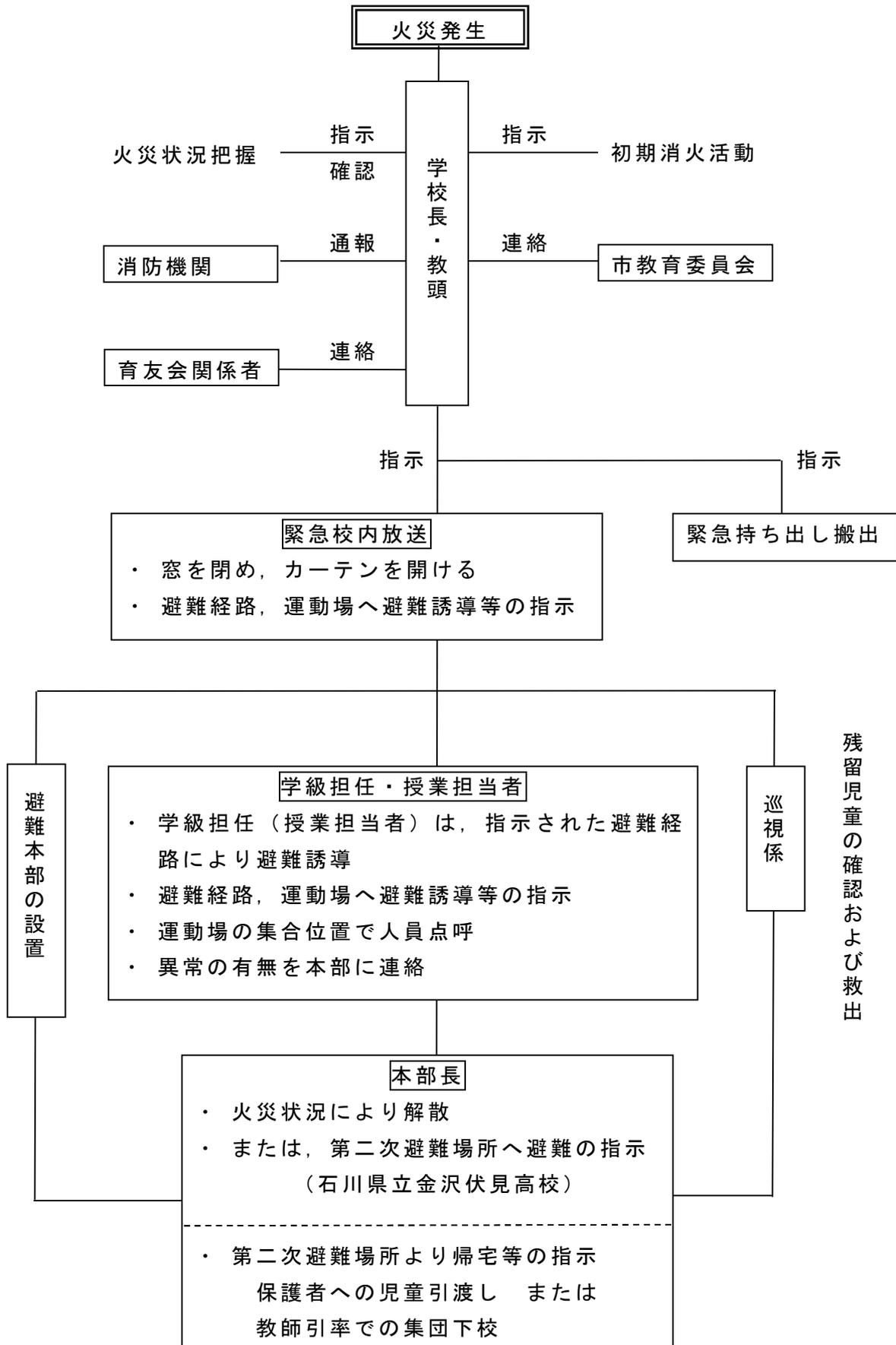


(1) 火災発生時の対応

① 近隣より出火時の対応



②校内より出火時の対応



③火災時の組織

係 別	氏 名	火災時の任務概要	地震時の任務概要
指揮係	学校長 教 頭	1 自衛消防隊の指揮	左に同じ
通報連絡係	発見者 事務職員	1 消防機関への通報・確認 2 校内への通報・避難状況等の把握	1 出火防止の呼びかけ 2 情報収集の早期確立
避難誘導係	各学級担任 及び 授業者	1 児童の安全な避難誘導とその管理 2 消防隊到着時の児童の事故防止	1 児童の安全措置および 避難誘導 2 火気使用器具の安全措置
防衛安全係	教 頭 校舎管理員	1 使用中の電気、ガス、危険物等の安全措置 2 防災扉の閉鎖	1 使用中の電気、ガス、 危険物等の安全措置 2 非常口などの確保
救助係	1階 黒川	1 避難終了後の検索 2 残留者の救出	左に同じ
	2階 浪元		
	3階 浪元		
	4階 長瀬		
初期消火係	空き時間の職員	1 火災の初期消火	左に同じ
応急救護係	高田奈	1 負傷者の応急処置	1 負傷者の応急処置及び 担架による搬送
搬出係	事務職員 職員室にいる 職員	1 非常持ち出し品の搬出およびその管理	左に同じ

(2) 地震・津波発生時の対応

通常時

地震(津波)発生

① 第1次対策

ぐらっときたら

授業中(学級担任・授業担当者)
地震発生と同時に児童を机の下などに身をかくさせ、本部からの指示を待つ

- ・ 的確な判断
- ・ 火気の始末
- ・ 身の安全確保
- ・ 出口確保

津波情報に留意する

休憩中(学級担任・教職員)

- ・ 地震発生と同時に教室に直行し、児童を机の下などに身をかくさせ、本部からの指示を待つ
- ・ 体育館や運動場にいる児童は、揺れがおさまるまで身をかがめさせ、指示を待たせる
- ・ 津波情報に留意する

② 第2次対策

揺れがおさまったら校舎及び周囲の状況を確認

緊急校内放送

避難必要あり

避難経路・避難場所等を指示し、避難させる

避難必要なし

机の下から出させ、日常活動に復帰させる

学級担任・授業担当者

避難と誘導

- ・ 授業中の場合…指示された避難経路により避難
 - ・ 休憩中の場合…周りの児童を引率して指示された避難経路により避難
- 巡視係(教職員)は、残留児童の確認

児童の掌握

- ・ 運動場の集合場所で人員点呼し本部へ報告

応急処置

- ・ 負傷者の応急処置
- ・ 負傷の程度により、学校医・医療機関に急報する

津波情報の入手

③ 第3次対策

次の災害にそなえて

本部長

情報の入手

- ・ 防災無線、テレビ、ラジオなどを通して正しい情報の入手
- ・ 市教育委員会及び関係機関との連絡

児童の安全な引渡し

- ・ 緊急連絡カードを用い、確実に保護者に手渡す
- ※学校が避難場所に設定される時は、状況を判断し児童・保護者を待機させる場合もある。

登校下校時

地震（津波）発生

在校児
通常の地震発生時と同じ
（安全な場所に避難）

状況判断
被害状況の把握
・ 校舎の外観
・ 電気，ガス，水道等の設備
・ ガラス，棚の倒壊等施設の被害
状況
情報の入手
防災安全，ラジオ，テレビ等を通
して正しい情報の入手

軽度

校舎内へ避難し
た児童を入れ通
常業務に復帰

教職員
直ちに出勤

金沢市防災対策本部・市教委

対策本部
校長・教頭
教職員
児童下校
①集団下校
②引き渡し
緊急連絡カードで確実に
※児童・保護者を学校で待機
させる場合もあり
児童・教職員の安否確認
地域被災状況・津波状況の把握

保護者

避難所設営
・ 立ち入り禁止区域の設定
・ 対策本部室の確保
・ 避難者の受け入れ，誘導，名簿作成
・ 救命・救急措置
・ 救援物資・備蓄物資配給

(3) 不審者が侵入した時の対応

①犯罪被害防止に関する日常管理

・校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時40分～ 8時15分	<ul style="list-style-type: none"> 児童は校門、2つの裏門から登校する。 校門は7:00に教頭が閉門し、9:00に校舎管理員が閉門する。 生徒指導担当が玄関を7時40分に解錠、8時15分に施錠する。 児童は遅刻した場合、職員玄関から登校する。 	<ul style="list-style-type: none"> 常に職員玄関を使って出入りする。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 児童・教職員ともに職員玄関を使って出入りする。 	
下校時間(曜日 等により時間 帯は異なる)	<ul style="list-style-type: none"> 校舎管理員が、玄関を解錠し、下校時間終了時に施錠する。 	
下校時間後	<ul style="list-style-type: none"> 正門横の通用口、2つの裏門より出入りする。 教頭が閉門を確認する。 	

②来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ・来校者向けに、玄関に「来校者の方はインターホンで職員室へお知らせください」の案内を掲示する。
- ・来客の予定がある場合は、あらかじめ月別予定表に記入する。
- ・職員玄関にて、一般来校者には来校者受付票に記入を求める。
- ・一般来校者には来校者胸章を1人1つ配布し、クリップにより胸の位置につけるよう求める。
- ・保護者には、年度初めに配布する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。
- ・教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

○校内の巡視

- ・通常授業日は、毎日始業前・授業中や休み時間・放課後の計3回、管理職が巡視を行う。

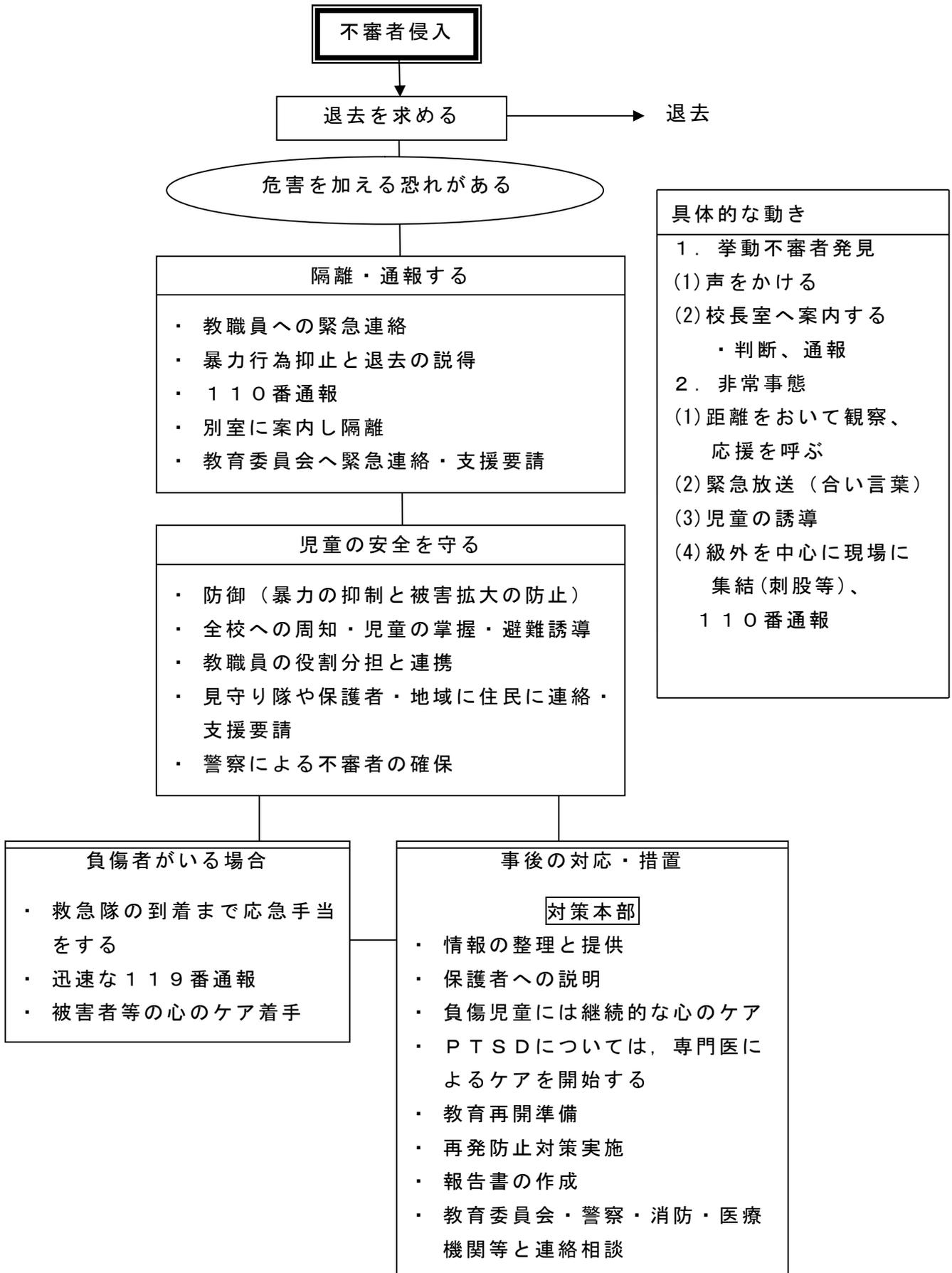
○校外の巡視・巡回

- ・登下校時の巡視：生徒指導担当が校舎周辺の巡視を行う。また、毎学期始めには、教職員が通学路の巡視を行う。
- ・通学路の合同点検：夏休みに「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、育友会・地域関係者等と合同で点検を実施する。
- ・校内パトロール：育友会の協力を得て、長期休暇中の校内パトロールを実施する。
- ・地域見守り：「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

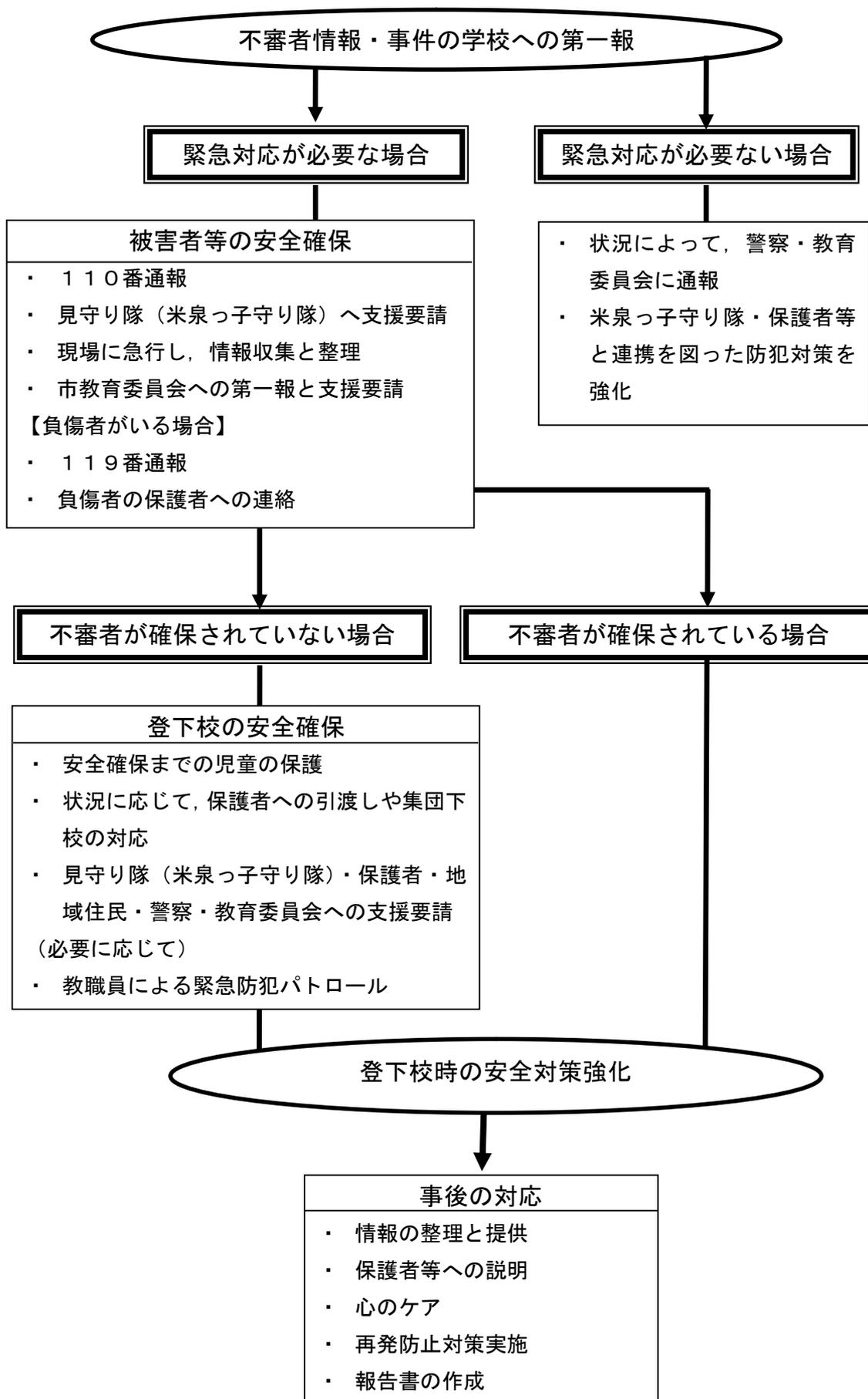
○不審者侵入防止の3段階チェック体制について

段階	具体的な対策
A 校門	校門の施錠管理、校門の利用箇所、利用時間の指定、来訪者向けの案内等
B 校門から校舎入り口	来訪者の校舎の入口や受付への案内、誘導、指示
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用

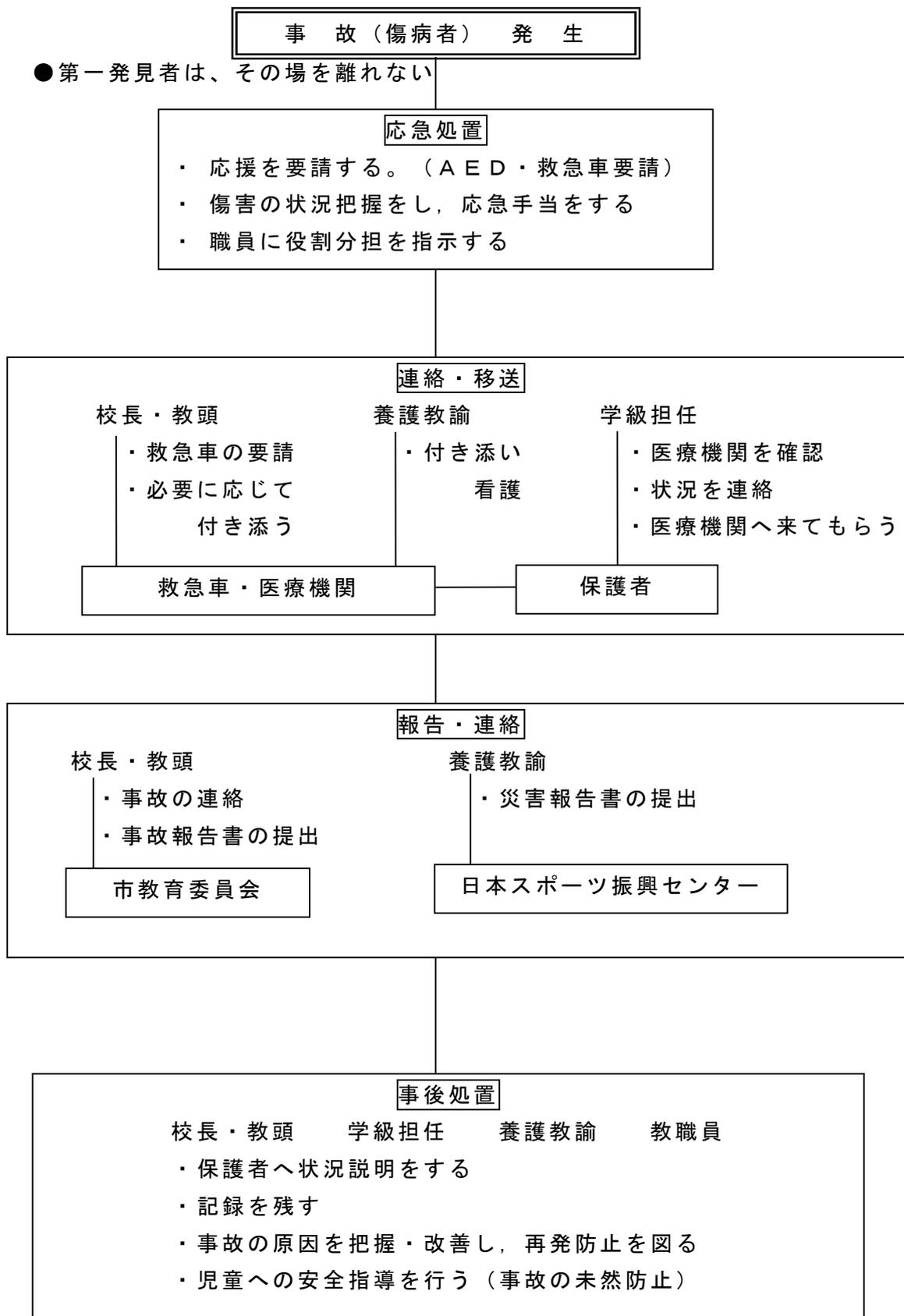
② 不審者が侵入した時の緊急対応



(4) 登下校時における緊急事態発生時（不審者・事件）の対応



(5) 事故（傷病者）発生時の対応



緊急 傷病者発生時対応マニュアル

第一発見者(その場を離れない)

観察 確認!

- 反応(意識)があるか
- 普段どおりの呼吸があるか

反応あり
呼吸あり

- ・回復体位
- ・経過観察

※このまま救急隊を待つ



反応なし
呼吸なし
わからない

第一発見者(その場を離れない)

応援 要請

- 応援を呼ぶ (AED、救急車要請)

第一発見者(その場を離れない)

応急 処置

●心肺蘇生法の実施

胸骨圧迫 30回

【胸骨圧迫のポイント】

- ・強く(約5cm)
- ・速く(100~120回/分)
- ・絶え間なく(中断は最小限で)
- ・圧迫する位置は胸骨の下半分



●AED装着(到着次第)

AEDの指示に従う

【AED装着のポイント】

- ・電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する。
- ・電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたら、タオル等でふき取る。
- ・6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する。

●電気ショック後、ただちに胸骨圧迫を再開する。

●電気ショック不要のアナウンス後もただちに胸骨圧迫を再開する。

●救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸が認められるまで胸骨圧迫、(人工呼吸)、AEDを続ける。



応援者(役割分担をする)

- 119番通報
 - 【救急車要請のポイント】
 - ・救急であることを伝える。
 - ・住所、学校名を伝える。
 - ・状況を伝える。
 - ・通報者の氏名、連絡先を伝える。
- AED持参
- 携帯電話持参

応急処置補助

- ・応急処置の補助、交替をする。

救急隊との連絡

- ・状況を報告する。
- ・指導を受け、伝達する。

誘導

- ・周囲の児童生徒を誘導する。

管理・監督

- ・現場に到着し、指示をする。

記録

- ・時系列の記録をとる。

保護者への連絡

- ・保護者へ状況説明する。

救急車誘導

- ・現場まで救急隊を誘導する。

付き添い

- ・医療機関へ付き添う。

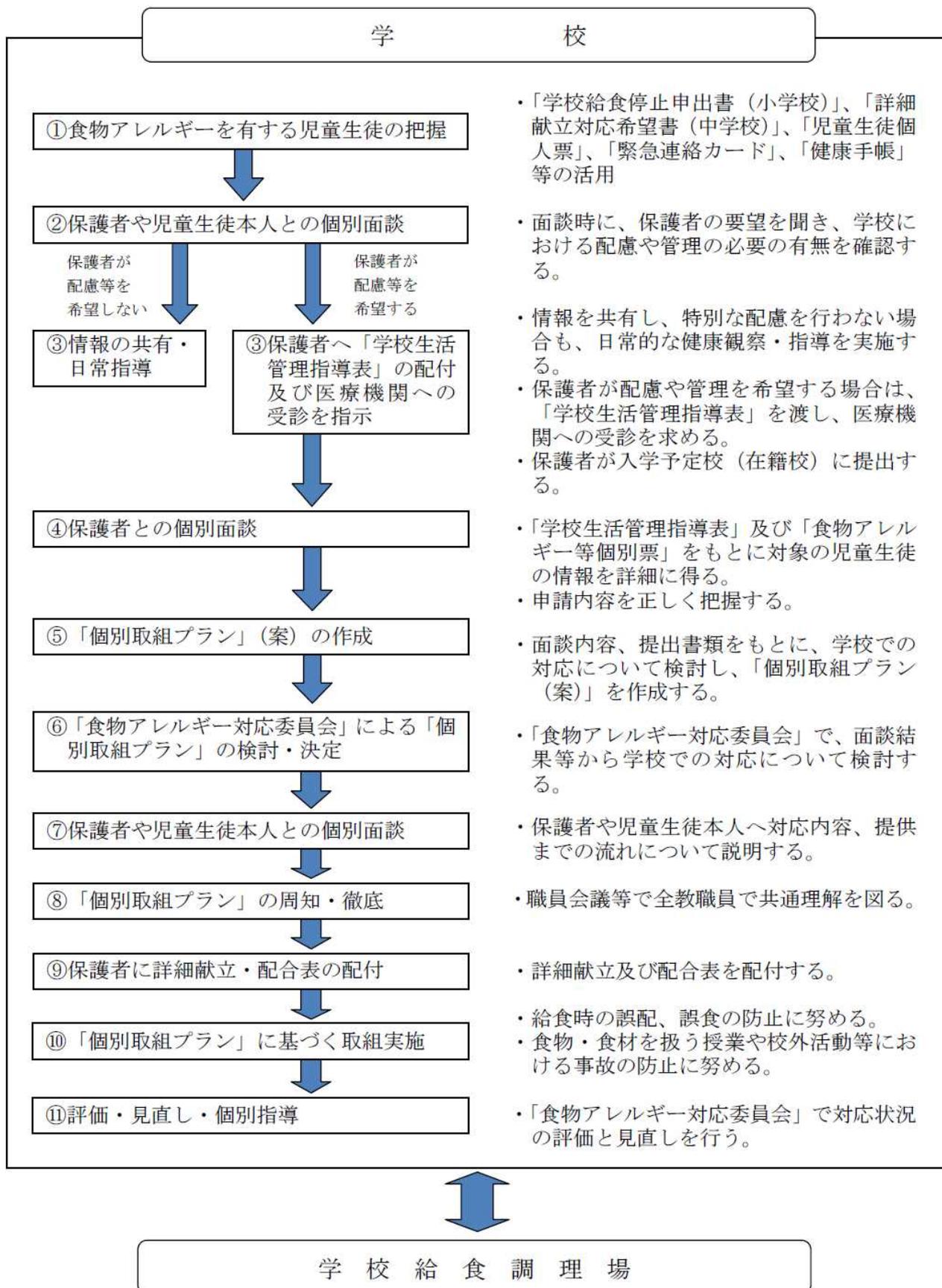
第一発見者(状況報告)

報告

- 救急隊への引き継ぎ

(7) 学校給食における食物アレルギー対応

学校給食や学校生活における対応は、下記の手順に沿って進めていく。



(8) 感染症の対応

日常	感染症に負けない健康な体づくり * 手洗い・マスク着用 (必要に応じて) * 規則正しい生活習慣 (睡眠・早ね・早起き・朝ごはん・運動) * 身体的距離の確保 * 換気、消毒		朝の健康観察 (全教育活動) * 欠席者の把握 * 出席児童の健康状態の把握 【観察】 表情 声 顔色 【症状】 発熱 鼻汁 因頭痛 頭痛 【確認】 見る 聴く		
	校内発生期	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学級担任</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">養護教諭</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校長・教頭</div>	
朝の健康観察		* 遅刻、欠席者の把握 欠席理由を健康観察に記入 * 出席児童の健康状態の把握 体調不良者は・保健室へ ・給食当番の交代	罹患状況把握 * 健康観察集計(欠席・罹患状況) * 管理職へ報告 * 教職員に報告(職員室に掲示)	症状 発熱・咳・咽頭痛・筋肉痛・鼻汁・鼻閉・倦怠感の内一つ以上症状があるもの	* 全校児童の健康状態を把握 * 学校医へ連絡 * 出席停止・授業打ち切り・学級閉鎖などの措置 * 保護者へ連絡(学校だよりメール配信)
学級指導		* 手洗いの励行 * 身体的距離の確保 * 教室の換気 * 咳エチケット、マスク着用 (必要に応じて) * 規則正しい生活(睡眠・運動・栄養) * 人混みを避ける(外出・習い事などの自粛) * 体調不良者へ対応(登校前の体温測定) * 吐物処理セットの準備	感染防止策の徹底 * 消毒剤・マスク (必要に応じて) * 担任・管理職へ、来室状況を連絡 * 学校医・市教委へ連絡・相談・報告 * 体調不良者へ対応(マスク・休養・早退・受診) * ほけんだより発行(予防法・流行状況・対応について) * 感染症発生状況の情報把握		
早退	* 保護者へ連絡 * 医療機関への受診勧告→受診結果の連絡依頼(学校へ連絡) * 家庭で安静	学級・学年閉鎖 * 健康状態・生活状況の把握 * 学習課題の準備		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市教育委員会 (10時まで報告) </div>	

(9) 児童引き渡しへの対応

①保護者との連絡

保護者との連絡は電話連絡が不通になることも想定して、以下の手順を講じておく。

- ア. 緊急連絡カードに記載してある緊急時の連絡先を把握しておく。
- イ. 基本的に連絡は緊急メールや電話で行うことを知らせておく。
- ウ. また、電話連絡できない場合に備え、「保護のめやすとなる場合」も知らせておき、該当する際には来校していただくようお願いしておく。但し、保護者が迎えに来るまで学校で保護することも伝え、むやみに急がせることがないように配慮しておく。

なお、学校で保護する場合のめやすは以下の通りである。

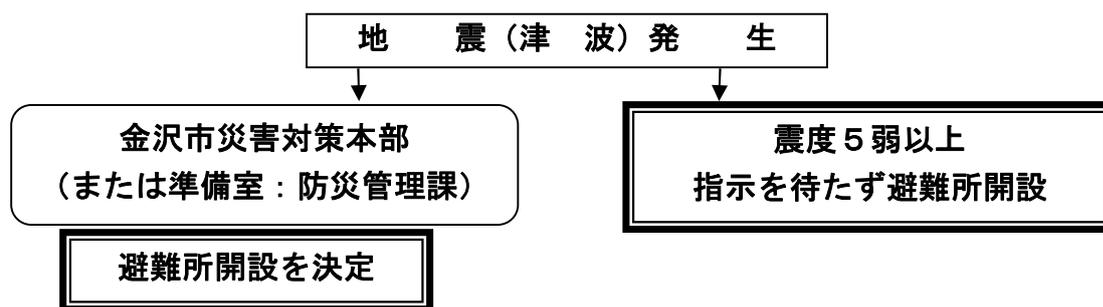
- 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき
- 市域に津波情報が発令されているとき
- 市域に台風・集中豪雨・洪水・雪害・火災・爆発その他の災害は発生し、校長が下校及び帰宅後の安全が確保できないと判断したとき

②児童の引き渡しについて

- ア. 原則として直接保護者に引き渡す。
- イ. 引き渡しの手順は以下の通りとする。
 - ・担任は、教室入り口で対応する
 - ・保護者は「児童氏名」「続柄」「氏名」を述べる（例：米泉太郎の父の米泉一朗です）
 - ・担任は児童を呼び、続柄に間違いがないか口頭で確認する
 - ・確認ができれば、保護者は名簿に署名をし、担任は児童を引き渡す
- ウ. 引き渡しができない場合は、原則として当該児童を学校で保護する。
- エ. 学校が最も安全であると考えられる場合などは、保護者も一時的に本校で避難する。
(本校は金沢市指定避難所となっているため)

(10) 災害時避難場所となるときの対応

①避難所が開設されるまでの対応



- 学校長は、校内対策本部を設置
- 校内対策本部は、災害対策本部担当者（地区支部員等）が配置されるまでの間、避難所の運営に係る業務を担当
 - ・児童生徒の安全確保を最優先にする
 - ・必要に応じ避難所の開設、運営に協力する

②学校が避難所となる場合の運営

ア. 初動時必要な業務

- 校内にいる児童生徒の安否確認、避難誘導
- 避難所とする教室、体育館等の整備
- 避難者の受入れ、誘導 ※開放スペースは、職員室を除く全てのスペース
 - ・高齢者等配慮を要する避難者の受入れ場所の確保（保健室等）
 - ・着替え、授乳等の際、プライバシーを守る場所の確保（体育館以外の別室の指定）
- 救命・救急措置
- 災害対策本部との連絡、情報確認
- 避難者への情報伝達
- 備蓄倉庫が設置されている場合は、備蓄物資の配給

イ. 災害対策本部管理までの移行期に必要な業務

- 避難所開設、避難者名簿作成
- 災害対策本部への避難状況等報告、救援物資要請など
- 避難所運営の協力と役割分担決定など
- 災害対策本部、避難者自治組織、地域自主防災組織等への順次移管

③保護者や地域との協力

- 児童生徒の安否・所在の確認、校区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品の支給に関し、育友会の協力を得る。
- 安全の確保や学校が避難場所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、学校医等の協力を得るように努める。

(11) 全国瞬時警報システム（Jアラート）により警報が伝達されたときの学校の対応について

対 応 内 容	
事 前	<p>○児童等に対し、弾道ミサイル飛来に伴う行動について指導する。</p> <p>【指導内容】</p> <p>①弾道ミサイルの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイルは発射からきわめて短時間で着弾すること。 ・ミサイル着弾時には爆風や破片などによる被害が想定されること。 <p>②弾道ミサイル飛来等に関する緊急情報の発信について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線や緊急速報メール等があること。 <p>③発生時の行動方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況を判断し、自ら身の安全を確保できるように落ち着いて行動すること。 <p>○危機管理マニュアルに基づいた避難訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設内の避難に適する場所を確認しておく。 <p>○行動方法や学校の対応等については、保護者に対しても周知し共通理解を図っておく。</p>
ミサイルの発射情報の後、避難メッセージが流れたら	
発 生 時	<p>在 校 時</p> <p>○屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに教室等の屋内に避難する。 ・屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。 <p>○屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。 ・窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。
登 下 校 時	<p>○屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物や地下に避難する。 ・近くに適当な建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。 <p>○屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。 ・窓から離れる。
近くにミサイルが着弾したら	
共 通	<p>○屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場からただちに離れ、密閉性の高い屋内または、風上へ避難する。 <p>○屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
事 後	<p>○情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う</p> <p>○児童の安否を確認し、必要に応じて保護者へ安否情報の伝達等を行う。</p> <p>○必要に応じて保護者へ児童の引き渡しを行う。</p> <p>○教育委員会に対し、状況報告を行う。</p>

(12) 熱中症の予防措置

①暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WGBT）を用いた環境条件の評価を行い、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WGBT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<u>運動は原則中止</u> 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減または中止。	<u>厳重警戒 (激しい運動は中止)</u> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	<u>警戒 (積極的に休憩)</u> 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<u>注意 (積極的に水分補給)</u> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃未満	18℃未満	24℃未満		<u>ほぼ安全 (適宜水分補給)</u> 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 *乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

※下記ウェブサイトの情報を基に作成

- ・環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>
- ・暑さ指数（WGBT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認する 環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

②熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置（登下校、授業、プールを含む体育、屋外や体育館での活動、行事等の内容や時間、延期・中止等）を取る。

- ・児童生徒の健康状況の把握、確認…養護教諭
- ・熱中症アラートや暑さ指数等、会場の環境状況の確認、報告…各担任、養護教諭
- ・全教職員への連絡や必要に応じた保護者への通知…教頭

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取ること。 ・暑い日の運動前には、児童の体調を確認すること。気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

③児童に対する熱中症に関する指導

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取ること。
- ・暑い日の運動前には、児童の体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

7 事故未然防止の取り組み

(1) 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

報告者	・教職員 ・児童 ・保護者 ・地域住民 ・関係機関 () 報告者名 : (代理報告者名 :)
発生日	年 月 日 ()
発生時刻	午前／午後 時 分頃
発生場所	
事象・ 気付きの 内容 〔主観を含 めず具体的 に記載〕	どうしていたら、どうなった (どうなりそうだった)
事象・ 気付きに 対して とった措置 〔実施済み であれば具 体的に記載 〕	(担当者 :)

(2) 運動前の体調チェック

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた児童でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時には児童の体調を欠かさずチェックすることとする。

(3) 熱中症の予防措置

※管理運営計画参照

(4) 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

①アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。

委員長	校長	対応の総括責任者
	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

②食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> * 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 * 食物アレルギー対応委員会を設置する。 * 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 * 関係教職員と協議し、対応を決定する。 * 給食時、アレルギー児の給食を目視する。
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 * 緊急措置方法等について共通理解を図る。 * 学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。 * 給食時、アレルギー児の給食を目視する。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にいき、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 * 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 * 他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 * 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

③食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握	(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B) アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	11月～3・4月
2. 対象となる児童の保護者への管理指導表の配布	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	11月～3・4月
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ① 個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管） など	1月～3月・4月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決	2月～3月・4月

	定する。	
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	2月～3月

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p.14を基に作成

④給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ・石川県教育委員会より示される「学校における食物アレルギー対応指針」に基づいて対応するとともに、必要に応じて石川県、及び金沢市教育委員会より支援を受ける。

⑤学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】 詳細な献立表対応	*最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】 弁当対応	*持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
【レベル3】 除去食 【レベル4】 代替食対応	*配布された献立内容を確認する。 *対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

⑥給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー

ギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	*家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	*卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	*リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
ソバ打ち・うどん打ち体験授業	*ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。 *うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った図工授業	*小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 *小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

⑦当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

(5) 犯罪被害防止に関する日常管理

①校門及び校舎入口の管理

※管理運営計画参照

②来校者の管理

※管理運営計画参照

③インターネット上の犯罪被害防止対策

ア. 校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- ・警察庁「なくそう、子供の性被害。」

http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/

- ・公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」

<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>

- ・文部科学省「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- ・文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm

- ・警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」

https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf

- ・文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

イ. 家庭との連携

校長は、毎年7月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合っただけルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

ウ. 校外活動における危機未然防止対策

○事前の検討・対策

<p>遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。 (校外活動全般)</p>	<ul style="list-style-type: none">・校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。・事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。・訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。・引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。・災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。・緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。・一人で避難できない児童への対応について検討する。
---	---

<p>宿泊を伴う活動・食 に関する活動※ (食物アレルギー対 応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ・エピペン等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ・工場見学や体験学習など食に関する活動があれば、その内容を十分検討する。 ・宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ・宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ・万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤エピペン等持参薬の使用法の再確認 ➤搬送可能な医療機関の事前調査 ➤円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意
---	--

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士の弁当のおかずやおやつとの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（育友会主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

○校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制表 | <input type="checkbox"/> 児童名簿（緊急連絡先を含む） |
| <input type="checkbox"/> 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | <input type="checkbox"/> 緊急搬送先医療機関の情報 |
| <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット | <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォン |
| <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ端末 |
| <input type="checkbox"/> 笛（危険を知らせるため） | |

・校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- ・現地に到着直後に、引率職員間で、緊急時の対処方法を確認する。
- ・校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - （食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと

・学校側では、職員室のホワイトボードに校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

エ. 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策をとることを主催者側と事前に確認する。

○事前準備

- ・学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- ・行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- ・行事の受付（来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し）についてPTAに依頼する。
- ・特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTA及び地域ボランティアに依頼する。

オ. 校内行事当日の対応

- ・行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- ・児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- ・行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、リボンや保護者カードを身に付けていないものがないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- ・行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

④緊急時の非常参集体制・連絡体制

○非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

○非常参集基準

・地震

参集体制	参集基準： 金沢市の震度	教職員の対応				
		緊急時参集 職員	校長・教頭	教務・ 学校安全担当	その他 教職員	対策本部
第1次参集	4 被害なし	参集	待機* ₁₎	待機* ₁₎	待機* ₁₎	設置しない
第2次参集	4 被害あり	参集	参集	待機* ₁₎	待機* ₁₎	設置しない
第3次参集	5強又は5弱	参集	参集	参集	待機* ₁₎	警戒本部
第4次参集	6弱以上	参集	参集	参集	参集	事故・災害 対策本部

※校長が当該年度の「緊急時参集職員」を（原則として、学校から2 km以内に居住する者の中から）指名する。

※第4次参集は「自動参集」：全教職員は管理職等からの要請を待たずに学校に参集。

※風水害の場合は、状況に応じて校長が判断。

※震度6強以上の地震が発生した場合以外にも、津波警報、大津波警報が発表された場合、学区内で発生した災害により、大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合、学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合等、校長が必要と判断した場合には事故・災害対策本部を設置する。その際の指揮命令者順位は、校長→教頭、教務主任、生徒指導主事とする。

*学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

・その他の事故・災害等：状況に応じて、第1～4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断。

*1) 「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと（必要に応じて応援を要請する場合があるため）。

○安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

○非常参集時の心得

- ・服装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。
- ・持ち物：数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

持ち物の例

身分証明書 携帯電話・スマートフォン 携帯充電器 携帯ラジオ

携帯できる食料 飲料水 現金（小銭）笛（ホイッスル）

小型のライト マスク 着替え メモ帳・筆記用具

- ・非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。
- ・参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。
- ・災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し本部へ報告すること。

○教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール又は電話により、管理職（校長又は教頭）に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に

対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

○警戒本部

校長・教頭・教務主任・学校安全担当・緊急時参集職員（勤務時間外のみ）を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

役割	準備物
<ul style="list-style-type: none"> 施設被害状況、異常等の確認 災害情報等の収集 使用する資器材の準備 金沢市市教育委員会への報告 	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ、テレビ 無線装置、衛星携帯電話、 携帯電話・スマートフォン

○学校事故・災害対策本部

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	役割	準備物
対策本部班 担当： 校長（本部長） 教頭（副本部長）	<ul style="list-style-type: none"> 事故・災害の情報収集・取りまとめ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 各班との連絡調整 緊急時持ち出し品の搬出・保管 記録日誌・報告書の作成 金沢市市教育委員会等との連絡調整 報道機関への対応 学校再開に向けた対応 〔学校事故発生時のみ〕教職員、児童への聴き取り、被害児童の保護者など個別の窓口 	危機管理マニュアル、 学校敷地図等図面一式、 携帯型ラジオ、テレビ、 ハンドマイク、懐中電灯、 緊急活動の日誌、拡声器、 ホイッスル、 トランシーバー、 無線装置、衛星携帯電話、 携帯電話・スマートフォン
安否確認・ 避難誘導及び 避難所協力班 担当：避難係	<ul style="list-style-type: none"> 児童及び教職員の安否確認 安全な避難経路での避難誘導 負傷者の把握 下校指導及び学校待機児童の掌握・記録 行方不明の児童、教職員の把握・報告 	クラスの出席簿 行方不明者記入用紙（児童・ 教職員）
安全点検・ 消火班 担当：消火係	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 避難、救助活動等の支援 施設・設備の被害の状況確認 校内建物の安全点検・管理 近隣の危険箇所の巡視 二次被害の防止 	消火器、ヘルメット、 携帯型ラジオ、 道具セット、 手袋、被害調査票等

応急復旧班 担当：避難係	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達と管理 危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 避難場所の安全確認 	被害調査票等、ヘルメット、構内図、ロープ、標識、バリケード等
救護班 担当：救護係	<ul style="list-style-type: none"> 児童及び教職員の救出・救命 危険箇所等の確認 負傷者の搬出 負傷者の負傷程度の確認・通報 	安全靴等、防災マスク、ヘルメット、毛布、革手袋、トランシーバー、担架、AED
救急医療班 担当：防災対策係、避難係	<ul style="list-style-type: none"> 医師等の確保、手当備品の確認 負傷者の保護・応急手当 関係医療機関との連携 心のケア 	応急手当の備品、健康カード、担架、水、毛布、AED
	<ul style="list-style-type: none"> 市及び自主防災組織と連携した避難所運営支援 避難者の名簿作成 緊急物資の受け入れと管理 ボランティアの受け入れ ※本校に避難所が開設された場合のみ	マスターキー、バリケード、ラジオ、ロープ、テープ、校内配置図 避難者への指示（文書）
保護者連絡班 担当：連絡・放送係	<ul style="list-style-type: none"> 引渡し場所の指定 保護者等の身元確認、児童引渡し P T Aとの連絡調整、保護者会の開催 	引渡し事前登録カード、出席簿、集合場所でのクラス配置図

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部班の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

○保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- 一斉メール配信：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- 本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

- 電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）：大きな災害が発生した場合、家庭の

安否情報を登録するように依頼する。

- ・オンライン授業システムを用いて学級担任と家庭との双方向のやり取りを行う。

※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、校門横に掲示板を設置したり大徳公民館の掲示板を使ったりして学校からの連絡事項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭訪問（避難所訪問）によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。

○教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は下記連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を活用する。

（6）家庭や地域との連携

①家庭との共有事項

○家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、総合防災訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- ・登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応（実際に歩いて確認）

自宅・学校のどちらに向かうか（自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行く等）

- ・大きな地震の場合の避難先（近隣の津波避難ビル）
- ・通学路上の「子ども110番の家」の場所
- ・自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応

自宅で自分の身を守る行動の取り方

- ・保護者との連絡の取り方（複数の手段）
- ・公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応
学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

○引渡しの事前登録と引渡し方法について

引渡し事前カード記入・提出、更新の際には、引渡しに関する以下の留意点についても伝達する。また、引渡しの場所と方法、動線等については引渡し訓練時に伝達する。

- ・緊急連絡カードは、毎年更新することとします。
- ・津波や川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険がご自身の身に迫っている場合には迎えに来ないでください。
- ・学校に迎えにいらした段階で周囲に危険が迫っている場合には、児童を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくは児童・教職員とともに避難場所へ避難することをご了承ください。

②校外活動など通常授業とは異なる状況での対応について

通常授業とは異なり学校外で活動・学習を行う際に事故・災害が発生した場合の対応について、校長は、活動のしおりや事前説明会等で保護者に対して伝達する。

(2) 地域・関係機関等との連携

①連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

連携する関係機関等	協力・支援を受ける事項、連携内容
教育委員会	危機管理体制に関する指導・助言、学校安全に関する情報収集と提供、スタッフの派遣等、教職員等の資質向上、関係機関・団体等との連絡調整、地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、事故・災害時の状況報告に向けた事前検討
近隣の学校*	不審者情報の共有、災害対応（臨時休業等）の検討、事故等発生時のサポート
自治体防災担当部局	防災専門家の紹介、避難計画の検討、防災拠点（避難所）の運営に関する検討、防災専門家の紹介
育友会*	不審者情報の共有、通学路の安全点検、防犯パトロール、児童への指導、事故等発生時における協力
自治会・自主防災組織	学校施設の鍵の保管について、防災拠点（避難所）の運営に関する検討
消防	消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、救急処理、病院への搬送
警察	防犯教室・防犯訓練の支援（講師・講評等）、不審者情報の提供、要注意箇所の点検、防犯パトロール、不審者の保護・逮捕等
地域の関係団体、住民、ボランティア等*	不審者情報の共有、防犯パトロール、事故等発生時の避難場所の提供（子ども110番の家等）、事故等発生時の安全確保と通報（登下校時、校外活動時）
放課後児童クラブ	避難計画等の検討・共有、引渡しに関する連携
学校医、地域医師会	学校の衛生管理、治療、カウンセリング
近隣の商店や企業	地域の見守り、事故等発生時の避難場所の提供（子ども110番の店等）、児童の安全確保と通報（登下校時、校外学習時）
高層住宅管理者	津波発生時の避難場所の提供

*印：学校運営協議会構成員

(7) 教職員研修

①教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により

適宜調整する。

4月上旬	・危機管理マニュアル読み合わせ（全教職員） ※地域のハザードマップの確認 ・校内訓練年間計画及び訓練要領の確認（全教職員）
5月～12月	・不審者対応訓練、災害避難訓練 ・救命救急訓練（AED講習を含む）
	・安全点検研修（定期・臨時・日常点検の視点を学ぶ研修）
1月～3月	・危機管理マニュアル見直し会

②職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、毎月6回、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

③校外研修等の活用

校長は、金沢市・石川県などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。

学校安全の担当教職員は、上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>) を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

（8）安全教育

①安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、金沢市の歴史・実情に応じた教育過程を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

②生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

毎年度、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、安全教育指導計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明をし、十分な理解を得ることし、あわせて、教育実施後には意見・講評等のフィードバックを得ることとする。

③ 学校安全全体計画

◎は1時間の指導

・は短時間の指導

項目		月	4	5	6	7・8	9
月の重点			安全に登下校しよう	約束を守り、安全な生活をしよう	安全な生活をおくろう	プールのきまりを守ろう	けがを予防しよう
道徳			礼儀	規則遵守	生命尊重	親切	節度
安全教育	安全学習	生活	・学校探検、春探検の時、廊下や道路の歩行の指導 ・給食の安全な配膳の仕方の指導	・生活科見学の時、列からはみ出さない、指示に従って道路を渡るなどの指導	・公園に行く時、道路は右側を歩き、車を確かめて横断するなどの指導	・砂遊びや植物を植える時、シャベルが当たったり、砂がかかったりしないような指導	・公園探検、秋探検の時、車に気をつけ列から勝手にはなれない指導
		理科	・野外観察の仕方 ・観測装置の正しい使い方 ・マッチの正しい付け方	・昆虫観察の仕方 ・電気回路の正しいつなぎ方 ・ナイフの正しい使い方	・虫メガネの正しい使い方 ・アルコール等危険な薬品の扱い方	・野外観察時の熱中症対策 ・夜間の野外観察の仕方	・温度計の正しい使い方 ・スライドガラス、プレパラート、顕微鏡の使い方
		図工	・はさみ、接着剤、粘度、粘土板、へら、紙、パステルの安全な使い方	・針金等とがった材料の安全な扱い方 ・紙、ボスカ、パステル、マーカーの安全な使い方	・接着剤、のこぎり、金づち、釘の正しい使い方	・接着剤、引掻く材料の安全な扱い方 ・竹ひご等先のとがった材料の安全な扱い方	・段ボールカッターの安全な使い方 ・木の皮、のこぎり、やすりの取り扱い方
		家庭	・包丁の正しい持ち方、使い方 ・ガスコンロの安全な扱い方	・アイロンの正しいかけ方 ・針とはさみの取り扱い方	・調理用具、調理器具の安全で正しい使い方	・調理実習時の安全	・針とはさみの取り扱い方 ・ミシンの正しい使い方
		体育	・固定遊具を使う時のきまり確認と遵守 ・運動する場の周囲の安全確認	・運動会練習時の安全 ・集団演技、行動での指示遵守	・プール使用時のきまりの確認と遵守 ・水泳時の健康観察と安全確認 ・けがの予防（保健）	・プール使用時のきまりの確認と遵守 ・水泳時の健康観察と安全確認	・跳び箱、マット、鉄棒時の安全
	総合	3年〈米泉の今を知ろう〉安全に気をつけてグループで校区を探検する。 4年〈ふれあいを大切に〉「お年寄りや障害のある人とのふれあい」バリアフリーの安全性を考える					
安全指導	学級活動	低学年	・通学路の安全・確認 ・安全な登下校 ◎並び方、傘立て、ロッカー、トイレ、遊具等の使い方	・交通ルールの確認 ・正しい掃除の仕方 ・遠足時の安全	・雨の日の遊び方 ・廊下の歩行 ◎プールの約束 ・遊び場や登下校の安全	・プールの約束 ・自転車の乗り方と安全点検 ◎夏休みの過ごし方	・体育時間の約束 ◎安全な行動とけがの予防
		中学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ◎健康診断の意味と安全な生活 ・学校の約束の確認	・交通ルールの確認 ◎自転車の正しい乗り方 ・遠足時の安全	・雨の日の遊び方 ・廊下の歩行 ◎水泳のめあて ・正しい歯の磨き方	・プールの約束 ・自転車の乗り方と安全点検 ◎夏休みの安全な過ごし方	・体育の時間の安全 ◎安全な行動とけがの予防
		高学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ◎健康診断の意味と安全な生活 ・学校の約束の確認	・交通ルールの確認 ◎他者に配慮した安全 ・遠足時の安全	・雨の日の遊び方 ・廊下の歩行 ◎泳力の向上と安全 ・清潔な体	・プールの約束 ・自転車の乗り方と安全点検 ◎夏休みの有意義な過ごし方	・体力の向上と安全 ◎安全な行動とけがの予防
	児童会活動	・前期委員会発足 ・クラブ発足集会 ・なかよし遊び	・春の遠足 ・1年生を迎える週間	・児童集会	・なかよし遊び		
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・避難訓練（避難経路確認） ・春の交通安全運動	・遠足 ・自転車安全教室 ・避難訓練（火災）	・プール掃除 ・プール開き ・5年宿泊体験 ・6年宿泊体験	・水泳指導 ・サマースクール ・避難訓練（荒天時の集団下校）	・秋の交通安全運動	
	安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・安全なきまりの設定	・交通ルール、自転車の正しい乗り方と点検整	・校舎内での安全な過ごし方 ・プールでのきまり	・夏休みの安全な過ごし方	・校庭などでの安全な遊び方、過ごし方
対物管理		・校舎内外の安全点検 ・AEDの点検管理	・防災設備点検、操作確認 ・運動会前の校庭施設、設備点検	・プール設備点検、機械操作確認	・休業前校舎内外安全点検	・通学路の安全点検	
学校安全に関する組織活動及び校内研修		・春の交通安全運動期間中の教職員、保護者、地域の参加 ・学校の防災組織、災害時における教職員の役割 ・学校安全ボランティアとの意見交換	・自転車安全教室（金沢市） ・地域、学校安全ボランティアとの意見交換	・不審者対応に関する職員研修（警察） ・地域の危険箇所点検 ・学校保健委員会 ・引き渡し訓練	・育友会校区内パトロール	・秋の交通安全運動期間中の教職員、保護者、地域の参加	

10	11	12	1	2	3
落ち着いて生活しよう	安全な歩き方をしよう	みんななかよくすごそう	危険から身を守ろう	冬の遊び方を工夫しよう	1年間の反省をしよう
生命尊重	節度・生命尊重	家族愛	公聴心・規則遵守	生命尊重	愛校心
・秋まつりの準備の時、はさみ、カッターの安全な使い方の指導	・秋まつりの時、画鋏やはさみ等をおいたまま会場を走り回らない指導	・家の仕事を手伝う時、必ず家の人に断ってすること、火を勝手に使わない指導	・昔遊びをする時、人に当たらないように周りを確かめてからする指導	・動物の世話をする時、滑らないようにゆっくり歩く、ブラシやホースを人に向けない指導	・植物の世話をする時、シャベルが当たったり、人に砂がかかったりしないような指導
・遮光プレートの正しい使い方 ・空気鉄砲の安全な扱い方	・フラスコ、試験管、ガラス管等の扱い方、火傷への注意 ・てこの棒を使った安全な実験	・乾電池、豆電球の正しい扱い方 ・パール、ラジオペンチ、ニッパなどの扱い方	・ビーカー、蒸発皿、アルコールランプ等の扱い方 ・回路の正しいつなぎ方	・電熱器、ろうの正しい扱い方 ・ヨウ素液の扱い方 ・刃物の安全な扱い方と置き方	・千枚通し、カッターの正しい使い方 ・安全な野外観察の仕方
・糸鋸ミシンの正しい使い方 ・発泡スチロールの安全な切り方、接着の仕方	・ケント紙、カッター、差し金の安全な扱い方 ・金槌の安全な使い方	・板きれなどの廃材の取り扱い方 ・カッター、のこぎり、金槌の安全な使い方	・針金等とがった材料の安全な扱い方 ・紙、ボスカ、バステル、マーカーの安全な使い方	・糸鋸ミシンの安全な使い方	・マジックを扱う時の部屋の換気 ・針金、ペンチの安全な使い方
・包丁の正しい持ち方、使い方 ・ガスコンロの安全な扱い方	・健康で安全な食品の摂り方	・フライパンの安全な使い方 ・油の安全な取り扱い方	・包丁の正しい持ち方、使い方 ・ガスコンロの安全な扱い方	・フライパンや鍋の加熱のしすぎによる事故の未然防止 ・熱湯による火傷の未然防止	・安全に生活できるための各人ができる工夫について考える
・ボール運動時の安全 ・陸上運動時の安全 ・器械運動時の安全	・ボール運動時の安全 ・陸上運動時の安全 ・器械運動時の安全	・体育館以外での屋内運動時の安全点検と安全確保 ・縄跳びの点検と周囲の安全確認	・器械運動時の安全	・ボール運動時の安全	・ボール運動時の安全 ・器械運動時の安全 ・固定施設使用時の安全
5年〈地域の自然と環境〉「伏見川について調べる」安全に気をつけて水質検査や水棲動植物を調査する					
6年〈人と環境・文化・人〉「金沢の歴史について調べよう」交通安全に気をつけて校外学習にでかける					
・避難時の約束確認 ・学校の危険な場所	・休み時間の約束 ・廊下、階段の歩行 ◎通学路の危険な場所（こども110番の家）	・安全な冬場の服装 ・雪道の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	・火遊びや遊んではいけない場所 ◎暖房器具の安全な使い方 ・雪道の交通安全	・休み時間の約束 ◎廊下、階段の歩行 ・通学路の危険な場所	◎1年間の振り返り ・春休みの過ごし方
・避難訓練の意味理解	・休み時間の正しい過ごし方 ・廊下、階段の正しい歩行の仕方 ◎不審者への対応	・安全で適切な冬場の服装 ◎冬休みの有意義な過ごし方	・暖房器具の安全な使い方 ◎冬場の室内遊び ・通学路の危険な場所	・休み時間の正しい過ごし方 ◎廊下、階段の正しい歩行の仕方 ・不審者への対応	◎1年間の振り返り ・春休みの安全な過ごし方
・避難訓練と自己防衛能力	・休み時間の正しい過ごし方 ・廊下、階段の正しい歩行の仕方 ◎不審者への対応	・安全で適切な冬場の服装 ◎冬休みの有意義な過ごし方	・暖房器具の安全な使い方 ◎冬場の室内遊び ・通学路の危険な場所	・休み時間の正しい過ごし方 ◎廊下、階段の正しい歩行の仕方 ・不審者への対応	◎1年間の振り返り ・春休みの安全な過ごし方
・後期委員会発足 ・なかよし遊び ・運動会練習		・なかよし遊び	・なかよし遊び ・なわとび週間	・6年生を送る会 ・児童会引き継ぎ	・委員会引き継ぎ
・避難訓練 災害時の安全、身の守り方、避難の仕方 ・連合音楽会 ・運動会	・避難訓練（保護者への引き渡し） ・マラソン記録会	・避難訓練（大雪集団下校）	・なわとび週間 ・避難訓練（地震・津波）	・6年生を送る会	・卒業式
・災害時の安全、身の守り方、避難の仕方	・不審者からの身の守り方、こども110番の家の把握	・冬休みの安全な過ごし方	・積雪等による災害時の安全、身の守り方、避難の仕方	・安全な道路歩行、横断の仕方	・1年間の振り返り ・春休みの有意義な過ごし方
・台風等自然災害に備えた安全点検	・暖房器具の安全点検、操作確認	・暖房器具の安全点検、操作確認	・積雪等自然災害に備えた安全点検	・積雪等自然災害に備えた安全点検	・通学路の安全点検 ・机、いすの安全点検
・地域、学校安全ボランティアとの意見交換	・学校保健委員会	・年末年始の交通安全運動の啓発	・積雪時の登下校指導	・地域、学校安全ボランティアとの意見交換 ・学校保健委員会	・飛び出し防止線の引き直し作業

8 事故後の対応

(1) 児童生徒等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

* 死亡事故

* 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病

* 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害

* その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

① 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。

その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

② 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

○ 事故・災害等の概要（判明した事実の概要） ○ 休校措置・再開の目途など

○ 保護者説明会の開催予定 ○ 心のケア等に関する取組

○ その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

○ 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度等）

○ 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況等）

○ 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）

○ 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

(2) 報道機関への対応

① 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、金沢市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、〇〇市教育委員会に支援を要請する。

②報道機関への対応上の留意点

正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
- ・事前に被災児童等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
- ・金沢市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

- ・公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- ・報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項（例）〉

*校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間

*児童、教職員への取材（撮影、録音）の可否

*報道資料の提供（記者会見）の予定 など

- ・取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- ・明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
把握していないこと、不明なことは、その旨（現時点ではわからない等）を明確に伝える。
決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- ・記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、金沢市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

(3) 教育活動の継続

①事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

ア. 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、金沢市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。 【臨時休業の判断基準】

- *震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- *事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- *その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

イ. 臨時登校の実施

校長は、臨時休業が30日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、金沢市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- *登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- *児童の心理面の状況把握・安定確保
- *児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- *校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- *ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- *通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

ウ. 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	<p>発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	<p>校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 *危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 *学校給食施設・備品の点検と必要な措置 *ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 *金沢市教育委員会に対し、以下を要請・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	<p>通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所

エ. 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記ウの調査結果を基に、金沢市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

・教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

・教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

オ. 避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

* 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認

* 動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）

* 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他） : :

カ. 教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、金沢市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する

【教育活動再開における考慮事項】

* 学校施設の応急復旧状況

* 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況

* ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況

* 通学路の安全確保状況

* 利用できる教室数など、教育の場の確保状況

* 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数

* 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、保護者・児童への連絡を行う。

キ. 被災児童への支援

・教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないよう以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに金沢市教育委員会へ報告する。（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

ク．就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、金沢市教育委員会に報告する。

ケ．避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- ・避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- ・転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

（４）避難所運営への協力

①避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

②避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、金沢市及び大徳地区自主防災組織と事前協議により定めた「避難所開設・運営マニュアル」に従うものとする。

なお、上記の避難所開設・運営マニュアルに定める本校の主な役割は、以下のとおりである。

- ・施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置
- ・事前に定めた避難所としての学校施設の利用方法（避難所空間配置図）に基づく避難所利用スペースの確認、その他スペースの立入禁止措置
- ・市災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援
- ・避難所運営組織の会議への出席・協議参加

校長は、金沢市災害対策本部より本校に避難所を開設する旨の連絡を受けた場合、避難所支援担当の教職員に指示して、上記の対応を行う。なお、避難所が継続的に設置される場合は、避難所支援担当を交替制として担当教職員の負担を軽減するよう配慮する。

（５）児童生徒等の心のケア

①心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の

健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- ・学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- ・保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- ・養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- ・その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

②トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子供のそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
- 【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
- 【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。
- 【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の

時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）

③心のケア体制の構築

校長は、①に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会] 構成員	＊校長 ＊教頭 ＊教務主任 ＊生徒指導主任 ＊保健主事 ＊養護教諭 ＊当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 ＊スクールカウンセラー ＊スクールソーシャルワーカー ＊学校医
協議・ 検討事項	＊当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 ＊対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） ＊ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ＊保護者等からの相談窓口設置の要否 ＊教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ＊専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ＊教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

④関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

（6）教職員の心のケア

①管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- ・被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- ・学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- ・報道対応の窓口を一本化する。
- ・不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- ・事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- ・教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- ・状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- ・休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

②教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- ・個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ・ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- ・リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

(7) 調査・検証・報告・再発防止等

①金沢市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに金沢市教育委員会へ報告する。

*死亡事故の発生

*治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生

*その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生

災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

*以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

*被災児童等の保護者への対応

*基本調査の実施

*被災児童等以外の保護者への説明・情報提供

*報道機関への対応

*その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

②基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

ア. 調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故

b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、金沢市教育委員会が必要と判断した事故

イ. 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
教頭	* 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り
主幹教諭	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は 養護教諭など	* 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは金沢市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

ウ. 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。【聴き取り時の事前説明】

- * 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- * 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- * 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- * （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

エ. 教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- ・ 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※別添「事実情報記録用紙（教職員個人用）」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p.32【参考資料6】による）

- ・ 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職

員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、金沢市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ. 事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- ・ 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- ・ 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- ・ 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- ・ 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

カ. 情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、金沢市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、校長が必要と認める期間、保存する。

※別添「時系列整理記録用紙」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p. 32【参考資料6】による）

キ. 詳細調査への協力

金沢市市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

③評価・検証と再発防止対策の推進

ア. 危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等）

	<ul style="list-style-type: none"> * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> * 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

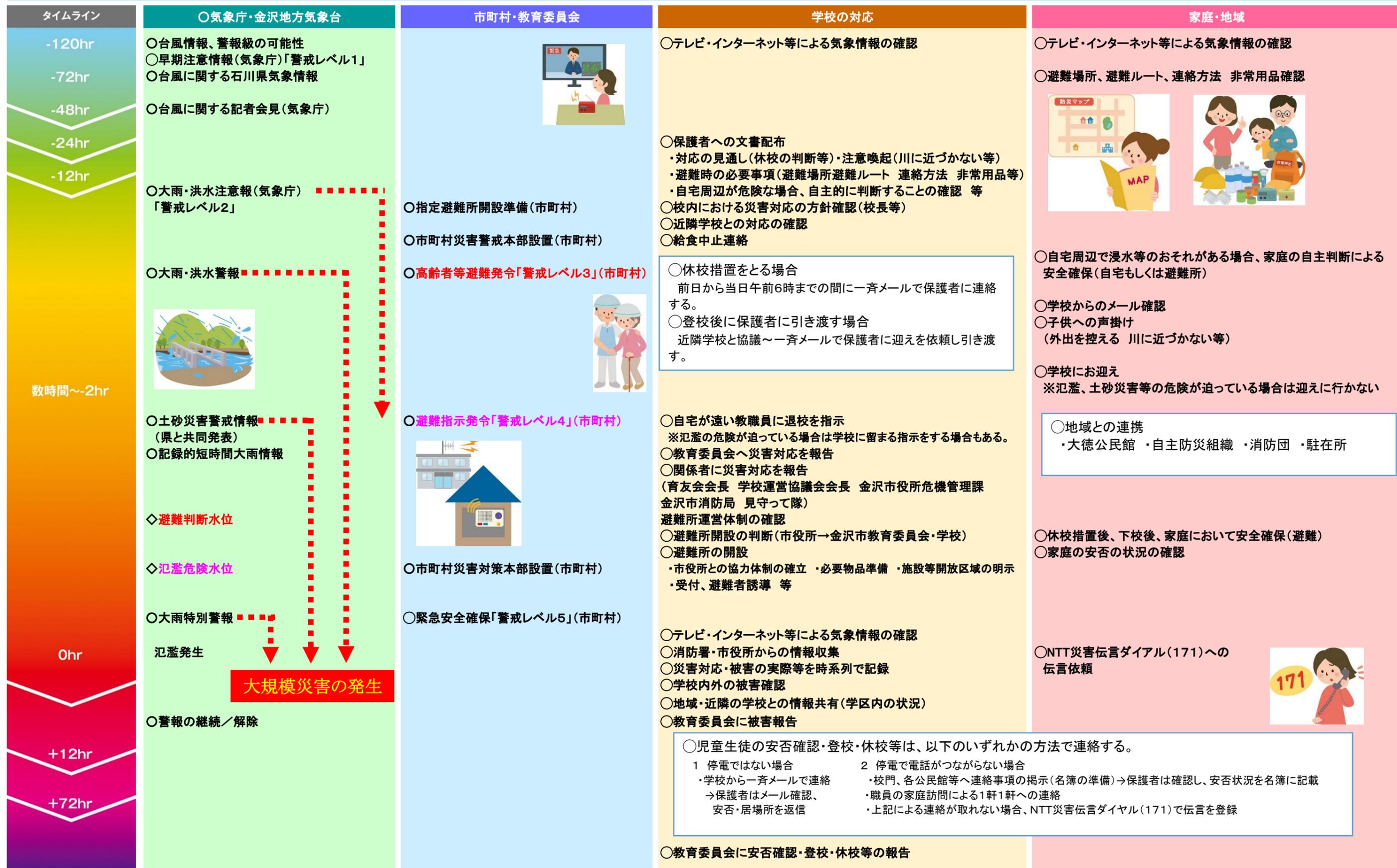
イ. 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災児童保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取（育友会総会又は役員会等）
- * 関係機関等への説明・意見聴取（学校運営協議会）

金沢市立米泉小学校版タイムライン



〈出典:岩手大学地域防災センター(2018)を基に一部改変〉